

平成27年第2回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月23日（火曜日）

午前10時06分開議

午後 3時47分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

市立病院 事務局 長	三好信之君
---------------	-------

教育委員 会長
職務代理者 千田 秀昭 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部 菅井 勉 君

農業委員 会長
農務代理者 飛世 薫 君 農業委員 会長 小ヶ島 清一 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 事務局長 穴田 義文 君

事務局出席者

議事 事務局長 石川 敏 君 議事 事務局長 浅利 知充 君

議事 事務局長 前畑 美香 君 議事 事務局長 粕谷 幸広 君

(午前10時06分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は9名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。1番 谷口隆徳議員。

○1番(谷口隆徳君) (登壇) おはようございます。

第2回の定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をいたします。

有害鳥獣の処理対策についてお伺いをいたします。

このことに関しましては、平成26年第4回定例会の一般質問で松ヶ平議員が有害鳥獣の対策及び防止について質問がありましたし、長年にわたって何度か鳥獣の農作物への被害対策について一般質問などで取り上げられ、農業、林業に対して大きな被害が発生している状況の中での対策は重要な課題、問題となっています。

さきの質問では、今年度において処理施設設置を含めて検討を進めていくとの御答弁であり、そのような中で、今年度の事業として、野生有害鳥獣の処理対策事業として処理施設等の整備に取り組むための予算も計上され、対策についての検討を進めることになっております。

これら鳥獣被害の対策については、鳥獣の捕獲に向けての補助や助成など、本市としても精力的にその対応に取り組んでおりますことは承知しておりますし、被害をこうむっている関係者にとって心強いことでもあります。

現在、協議は進められていると思いますが、年度当初の新聞報道などでは、捕獲された鳥獣の処理施設については、その方向性も決まったやに報道されました。

そこで、現段階において、用地買収や施設設置等を進めるにおいて、今後施設設置にかかる場合においては、近隣住民への説明を十分に行って設置していただきたいとの思いもありますし、処理施設の設置場所の候補地や処理方法の概要が決まりつつあると聞いておりますが、今後、これら施設設置等、現状どのように進められているのか、現段階での進捗状況と今後の方針をお尋ねいたします。(降壇)

○議長(丹 正臣君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

これまで本市ではエゾシカ駆除にかかわる狩猟者の費用負担軽減を図るため、1頭1万円の助成や狩猟免許取得の支援、中山間事業を活用した電気木柵の設置等、エゾシカの駆除対策を実施した結果、エゾシカの駆除等数は平成24年度の1,867頭をピークに、26年度には1,084頭に減少し、また、エゾシカによる農業被害においても同様に24年度の6,600万円をピークに、26年度には3,400万円に減少していることから、これまで講じてきた対策が一定程度効果があったものと考えており、今後につきましても、引き続き総合的な農作物被害の防止に努めてまいります。

そこで、駆除したエゾシカ及びヒグマ等の処理に関し、26年第4回定例会において、平成29年度より稼働予定の環境センターでは、エゾシカ等の有機性廃棄物は処理できないことから、新たな処理方式と建設候補地を検討した結果、処理方式は環境面や衛生面等を総合的に考慮すると、現時点では焼却処理方式が最善であると判断するとともに、建設候補地としては、地域ごとの捕獲頭数、搬入の利便性を踏まえ、地域への影響を最大限軽減できることを念頭に、3地域を比較検討した中から一地域を選定し、地域住民に対して説明会を開催していると答弁いたしました。

また、選定いたしました候補地の住民の方々に対しましては、説明会や類似の焼却施設の視察を行い、協議を重ねていただいた結果、御理解を賜り、本年3月19日に朝日町北1線地区を建設予定地として御同意をいただいたことから、3月30日にあさひまちづくり連絡会において、有害鳥獣処理施設の設置計画案について報告したところであります。

一方、27年3月7日の日本農業新聞において、北見農業協同組合連合会がエゾシカ等を処理する化製場を湧別町に約6億8,000万円をかけて建設し、4月から稼働するとの報道がありましたことから、処理方式の参考として、4月8日に市担当職員により視察をいたしました。

この化製場の処理概要としましては、駆除されたエゾシカとヒグマを粉砕して熱処理し、油脂を抽出、粉末状に加工した後、室蘭市の民間事業者へ輸送、焼却の上焼却灰をコンクリートに混合して処理するものであります。また、抽出した油脂は特殊加工を行い、化製場で熱処理用燃料として利用されているとのことです。

また、有害鳥獣の受け入れ状況は、オホーツク総合振興局管内の18市町村からの受け入れを想定し、そのうち、現在7市町村が1頭当たり税別5,000円で処理委託しておりますが、1日最大100頭処理できる能力を有していることから、オホーツク総合振興局管内の全市町村からの駆除されたエゾシカとヒグマを処理した場合においても、十分に余裕があることから、他管内の市町村からの受け入れも可能とのお話があったところです。

このため、北見農業協同組合連合会の化製処理施設への処理委託の可能性について協議し、新たな処理方法として検討に値するものであったことから、予定していた焼却処理と化製処理施設での処理委託経費等を比較検討いたしました。

その結果、処理委託の場合は市内で駆除されたエゾシカ等を処理施設へ効率的に運搬するた

め、一定量の集積と腐敗を防ぐための冷凍保管施設の整備は必要なものの、焼却処理に比べ整備費用を抑制でき、輸送費、処理委託料等を含めた維持管理費においても有利であるとともに、焼却処理によるばい煙、騒音等、環境への懸念がなくなることから、北見農業協同組合連合会への処理委託を前提に進めることとし、冷凍保管施設の設置場所につきましては、朝日町北1線地区の焼却処理施設建設予定地とすることといたしました。

今後は、北見農業協同組合連合会との処理委託に関する詳細な協議を進めるとともに、保管施設や運搬方法などについて検討を重ね、本年度、当初予算の調査費とあわせ、9月の定例会において補正予算を計上し、建設予定地の用地買収、調査測量、造成及び建築設計を行い、28年度に造成及び建設工事を施工し、29年度に供用を開始する予定であります。

このたびの施設設置に対し、建設地となります朝日町北1線地区の皆様には、御理解をいただき、感謝申し上げますとともに、今後の施設整備に当たっても十分に説明を行い、稼働後についても、施設の適切な運用、管理に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 水素社会の実現に向けての取り組みについてお伺いをいたします。

再生資源エネルギーへの取り組みについての一つとして、水素による新しいエネルギー源として活用していく社会の実現についてお伺いをいたします。

水素は二酸化炭素を排出しない地球に優しいエネルギー源であり、水素はエネルギー効率は極めて高く、省エネの切り札としてエネルギー構造の全体を変え得るものとして、今後日本経済全体の活性化と雇用の安定化などに貢献し、更には、生活の向上に大きな期待と希望を持たせてくれるものとして、その活用を官民挙げて取り組もうとしている現状にあります。

北海道では、3月30日に、水素社会の実現に向けて産学官による検討組織、北海道水素イノベーション推進協議会を発足させました。年内に道内の地域特性を生かした水素社会の方向性を示す水素社会実現戦略ビジョンをまとめ、来年3月までに、中・長期的なロードマップを策定するものとされ、戦略ビジョンは太陽光や風力など、再生可能エネルギーを活用した水素社会のあり方や水素の製造から貯蔵、運搬、活用までのシステムの構築、更には環境育成を柱として進めていくとされています。

既に、道内で水素ステーションの設置を来年春に、移動式を開設する予定の室蘭市を初めとして、鹿追町でも水素ステーションを来年秋には設置することは明らかになっております。これは、次世代エネルギーとして注目されている水素を、燃料電池自動車FCV等に供給する商用の導入で、国は今年中に、首都圏を中心に100カ所設置を目指すとしております。開発や設置については経費もかかることから、すぐにはいかないまでも、本市においても水素エネルギー導入に向けての研究をしていくことは、将来に向けて極めて重要であると考えます。

特に、本市にはトヨタ自動車の試験場もあり、トヨタ自動車も水素エネルギー、水素をエネルギーとした燃料電池自動車への方向性も示していることなどから、トヨタとの連携を図り、

水素ステーション設置に向けての取り組みや、水素エネルギーを開発している企業との協力・連携や企業誘致などが望まれます。

また、幸いに本市はスポーツ合宿の里、サフォーク羊や森と湖、更には自動車試験研究等で名をはせておりますが、これらの取り組みによって、地方の活性化をより強力に進めることになると思います。

更に、また去る3月10日、近未来にもまちづくりに夢を広げていきたいとの思いから、これとあわせて水素社会の実現に向けて水素の活用をいかに考えるべきかと、本市議会議員有志による士別市最先端水素活用研究議員の会を発足いたしました。これからもより多くの参加・賛同を得て、水素社会の実現に向けて勉強していきたいと思っております。

そこで、今後、水素社会の実現に向けて取り組むための本市としての将来ビジョンの検討や研究、更には水素社会実現都市宣言などを表明して、より積極的に未来に開かれたまちづくりに進むことが市民に夢と希望が広がるまちづくりになると考えますが、今後の本市の考えをお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

エネルギー問題の解決と温室効果ガス排出量の削減が地球規模での重要課題となり、京都議定書に基づく取り組みなどが進められてきた中、平成23年に発生した福島第一原発の事故は、我が国のエネルギー政策を大きく見直させる出来事になりました。

現在は、2030年代に原子力ゼロを目指すとの前政権の方針を転換し、火力、原子力、自然エネルギーなど、電源ごとの将来の比率、いわゆるエネルギーミックスを決定するという方針のもと、改めて中・長期のエネルギー政策の検討が進められています。

こうした中、昨年、4月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、水素社会の実現に向けた取り組みの加速が明記され、6月には経済産業省による水素燃料電池戦略ロードマップが取りまとめられました。更に、昨年末からは、トヨタ自動車の水素燃料電池車MIRAIの販売が開始されるなど、水素ステーションの建設とあわせて、水素を次世代のエネルギーとする社会実現に向けた動きが活発化しており、東京都においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックをその大きなステップとする施策が示されたところです。

水素は、使用時に二酸化炭素を排出せず、エネルギー効率が高いことなどから、地球に優しい新たなエネルギーとして注目され、その活用には大きな期待が寄せられている一方、水素ステーション1基の建設に数億円かかるなど、現状においてはインフラ整備に多額の経費が必要であるほか、管理面などでの課題もあると言われております。

本市においては、地域新エネルギービジョンのもと、公共施設や一般家庭での太陽光やバイオマスの活用など、再生可能エネルギーを主体とした地域社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。更に、23年からは全市的な期成会を立ち上げ、朝日水力発電所の建設実現に向けた活動を進めてきたところです。

こうした中で、本市としては、まずはこれまでの方針を基本に取り組みを推進していくことが重要と考えています。その上で、次世代エネルギーの主役としての期待のもと、さらなる研究と活用が期待される水素についても、今後の動向を注視していく必要があると考えます。特に、水素エネルギー導入拡大のための仕組みとして、最も理想的と言われている太陽光や風力などの再生可能エネルギーを活用し、水素エネルギーに転換して利用する開発研究も積極的に進められており、朝日水力発電所との関連づけも含めて、今後情報の収集に努めていきたいと考えます。

また、他者に先駆けて、燃料電池自動車を市販化し、更に燃料電池関連の5,000件以上の特許を無償提供するなど、水素エネルギーの実用化に向けて最先端の取り組みを進めるトヨタ自動車を初め、本市で試験研究を実施している各社ともに環境問題にも積極的に取り組んでいることから、これら誘致企業との情報交換も行っていくことが必要であると考えます。

お話にありました都市宣言については、今後の開発研究の進展を踏まえ、本市における導入の可能性や実現性を見据えるとともに、市民の総意としての気運の高まりが見られるようになった段階において検討すべきものと考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 橋梁の補修保全対策と周辺整備について質問をいたします。

まず、本市の橋梁長寿命化計画等について、関連してお伺いいたします。

本市における橋梁は、現在364橋あり、その大半は経済の高度成長期から安定成長期にかけての1960年代後半から1980年代の前半に建設され、建設後の50年を超える橋梁数は2015年を基準として27年度時点では6%程度であり、10年後は39%、20年後には73%と高齢化する橋梁が増加していくと、本市の橋梁寿命化修繕計画に示されております。

計画では、全364橋をAからEランクに種別して現在の損傷状況が記されており、中期補修計画を今年度から10年間に、この中期修繕計画においてD、E評価の損傷の大きい橋梁49橋の修繕を実施するとあります。しかしながら、老朽化が進んでいるD、E評価は全体の102橋に上り、C評価を合わせますと286橋で79%になります。

計画には、今後の補修の基本方針が示されておりますが、橋梁によっては条件が異なる場合や設置位置により河川の浸食状況や橋梁の老朽化も異なると思います。また、特に近年、気候変動などにより、集中豪雨や竜巻、更には河川の氾濫などの被害も多くなり、従来気候の予想とは大きく変わっている中で、生活道路に直結している橋梁の安全対策は特に重要であります。

本市に現在364橋ありますが、これらの安全対策には万全を期していただきますようお願いをいたします。今後どのような安全対策、更には損傷事故防止対策をとっていくのかお示しをいただきたいと思います。

更には、今後の補修かけかえについての経費においては、今後60年間で試算した場合には、

従来の維持管理方法である大規模補修更新では300億円かかる費用が、長寿命化計画に基づく修繕を行う予防保全の場合では、約100億円になるとされて、200億円の経費が節減されることが期待されるとされておりますが、計画においては、かけかえなども必要ではないかと考えますが、従来型とどこが違うのか、どのように本計画において経費を削減していくのかお尋ねをいたします。

更に関連して、朝日橋の周辺整備についてお伺いをいたします。

この朝日橋周辺の道路、天塩川の河川路肩道路の崩壊が、今年の豪雨により発生しております。現在は、道路には通行動めの措置がとられておりますが、この場所は、釣りや山菜とりなどの人の出入りの可能性もあります。河川は国の開発管轄でもありますが、いずれにしても、市内を流れる一級河川でありますし、水流によって浸食される状況にあります。今後、気象状況等により状態が悪化すると予想されます。この付近は特に危険箇所として十分な監視や対応措置が必要ではないか、あるいはまた、道路をなくすなどの措置も考え方の一つではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

橋梁長寿命化修繕計画は従来の事後的な修繕から、橋梁の点検、診断を定期的を実施し、予防的な修繕、計画的なかけかえを進めることで、長寿命化を初めとし補修によるコスト縮減と安全性、信頼性を確保することを目的に、平成26年3月に策定しました。

本計画においては、橋の損傷度合いによりA評価、損傷が認められない、からE評価、損傷が著しく補修、補強が必要である、までの5段階による評価基準を設定しています。

谷口議員お話しのとおり、現在、士別市が管理する橋梁は364橋であり、市内全域を流れる河川は160を超えるといった地理的条件から、道内35市中5番目に多い橋梁を管理している状況にあります。このため、本計画においては、本年度から10年間の中期修繕計画を策定し、損傷度合いが大きいとされるD評価及びE評価の橋梁を中心に計画的に修繕を実施することとしており、本年度は朝日町三栄に設置の三栄2号橋の修繕を実施する予定となっているところで

す。

次に、橋梁の老朽化に伴う安全対策及び事故防止対策についてであります。

各種橋梁は設置年度、橋の構造、交通量、河川流量など条件が異なっていることに加えて、近年、異常気象によるゲリラ豪雨が多発していることなどから、通常の道路パトロール時の目視による点検を初め、市内全域約100人の樋門監視員による巡視、更には国・道の道路及び河川巡視員との情報共有を図るなど、安全対策及び事故防止対策に努めているところで

す。

次に、従来型の維持管理による大規模補修、更新と長寿命化計画に基づく予防保全による経費の節減についてであります。

従来、橋梁の維持管理については、破損などを発見したときに補修またはかけかえを実施してきましたが、長寿命化計画による予防保全は定期的に点検、診断を実施することで、初期の

段階で予防的な修繕を実施することとなります。コンクリート橋の耐用年数は60年であり、延長、幅員、構造の違いはありますが、全ての橋をかけかえとした場合には、1橋当たり平均約8,200万円程度の工事費が必要となるため、総額約300億円と試算しており、定期的な点検診断を実施し、予防的な修繕を実施するとした場合には、1橋当たり平均約2,700万円程度までコストを抑制することが可能となることから、60年間で約200億円のコスト縮減を見込んでいるところです。

なお、本計画では、今後10年間に於いてかけかえは実施することなく、予防保全により橋梁の長寿命化を図ることとしています。

今後においても、定期的な点検、診断を実施し、適切な予防保全を実施することにより、コスト縮減と維持管理費の平準化、更に道路交通網の安全性、信頼性の確保に努めてまいります。

次に、朝日橋周辺道路が崩壊している状況についてであります。

昨年の融雪時での増水や大雨の影響で、朝日橋上流にある管理用道路の河川側ののり面が一部崩落し通行に危険な状況であるため、現在、通行止めとされています。昨年、河川及び道路管理者である名寄河川事務所と協議を行った経過がありますが、当面はのり面部分の崩落が道路路肩部に与える影響について継続的に監視をするとともに、今後の状況によっては復旧工事を検討したい旨の回答を得ているところです。

また、河川管理用道路は、本来河川の維持管理や保守点検の巡視パトロールに使用する専用の道路であり、一般の通行は禁止している状況にありますが、誤って付近住民が通行することのないよう、更に、安全対策を講じるよう要請をしているところです。

朝日橋は市街地と南朝日を結ぶ重要な橋梁であることから、異常気象による大規模な出水時には巡視体制を強化するとともに、関係機関との連携を図るなど、より一層の安全対策に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 一つだけ再質問をさせていただきますが、橋梁については、長期計画の中で予防保全を中心にしてやっていくということでございますけれども、朝日橋周辺の件でありますけれども、だんだん道路が削られていくような状況で、今お話しのとおり、復旧するというのも一つの考え方でありまして、あそこの道路、とにかく人の出入りが、今は釣りに行くとか、山菜とりに行くとかいろいろな出入りがありますものですから、非常に危険ではないかなというふうには私に思っておるところでございますので、できればのり面をきちっとして、道路をなくすという方法も一つの方法でないかなと、国との関係もありますでしょうけれども、これは考え方として、復旧ということは今協議されているというふうには聞きましたけれども、この件については、なくす方向でも協議の検討の中に入れていただくということも、検討の中ではどんなことでしょうか、ちょっとその辺をお尋ねします。

○議長（丹 正臣君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 谷口議員の再質問にお答えをいたします。

議員お話しの内容としましては、たいへん危険な状況であると。そして、釣りなどでさまざまな方が使用する可能性もあるということで、のり面を修正して道路はなくすことも一つの方法ではないかということでしたが、昨年の名寄河川事務所との協議においては、この道路については、やはり河川管理をする際に必要な道路であるという認識を持っていらっしゃいます。それで、現在、のり面部分が一部崩落しており、これからその崩落の状況を見ながら、路肩部分にも影響が出るようなことがあると、これは大変なことであると。しかしながら、全国的に大雨の気象状況が多発している中であって、河川改修の地域要望が非常に強まっていて、なかなか事業費を見込むことも大変な状況であるとの見解でございました。

しかしながら、不特定多数の方が、こういった事情を知らない方が通行することがないように、もう一方の入り口についても、しっかりと通行どめをしてほしいという要請をしているところでありますので、今後この状況を見ながら、名寄河川事務所の対応に期待をしているところであります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 5番 渡辺英次議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従いまして、一問一答にて一般質問をいたします。

1つ目の質問は、福島県川内村支援事業についてです。

本市では、御承知のとおり、東日本大震災後から福島県川内村の支援活動を継続しております。士別にコラッセ夏学校は、震災のあった平成23年から毎年実施し、本年も7月に5回目の開催を計画しております。そのほかにも、川内村復興祭への参加や帰村への歩み展を実施、平成25年の川内復興祭では、川内村と本市のきずなを深め、相互関係と信頼をもとに交流の推進を目指すことを目的としたきずなづくり協定が取り交わされました。

そして本年は、新たに介護予防事業の出張開催で、本市から保健師を川内に派遣する計画になっています。支援の形も、時間の経過とともに変わっていくことから、今後も今回のように要望を伺い、本市ででき得る事業は積極的に実施して欲しいと強く願っているところです。

さて、今回は川内村の子供たちを対象としたコラッセ夏学校についての質問です。

最初に実施した23年度は、郡山に避難生活を余儀なくさせられていた子供たちを、涼しい本市の自然環境を生かして、保養と遊びを主とした開催だったと記憶しています。また、本市の各団体の方々にも協力していただき、子供たちを受け入れ、支援事業として実施してきました。

そして現在は川内からの要望で、多人数での授業の経験をしたいということで、本市の子供たちと一緒に小学校での授業を受けているとのこと。本市の子供たちも川内の子供たちを迎え入れることで、協調性や助け合う心の学びなど、子供の成長に欠かすことのできない体験

として大いに役に立っていることと思います。

そこで、今回は支援という見方を進化させ、交流という見方や士別の子供たちの更なる学びの機会を設けてはいかがでしょうか。士別の子供たちに、川内での生活をしてもらい、実際に目で見て体験して、自分たちにできる支援を考える機会を設けるであるとか、士別との生活の違いを学び、日ごろの生活に生かせるようにであるとか、一步進んだ交流と学びを考えていく時期ではないかと考えるところです。そしてまた、放射能についても、正しく理解することがこれからの子供たちに必要な学びであると考えことから、実際に被災した地域から学ぶことも必要と感じます。

震災から4年が過ぎ、求められている支援が変わる一方で、震災自体が風化することなく受け継がれていくために、そして原発事故をしっかりと学べる機会をつくるためにも、いま一度支援を含むあり方の検討をしてはいかがでしょうか。コラッセが支援という位置づけであるのであれば、別な事業として新たに川内と本市の両方の子供の学びになる事業を計画できるよう、検討する場を設けてはいただけないでしょうか。市の考え方を伺います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

本年度で5回目を迎える士別にコラッセ夏学校では、これまで約100人に及ぶ川内村の子供たちを受け入れ、さまざまな野外活動や学習活動を体験していただいています。本年も、来る7月21日から25日までの日程で、小学4年生から6年生までの16人が来市され、士別南小学校での体験授業などを行う予定です。

震災が発生した平成23年度には、避難生活を余儀なくされている子供たちが主体でしたが、近年は村内の小学校に通う児童を対象に参加者を募集しているとのことで、帰村する方などが増える中、小学生も増えていることから、年々夏学校の参加者も増加しています。

川内村では、遠藤村長を先頭に、村民と行政が一体となって復興に向けた取り組みを進めています。そのような中であって、村に戻り生活する方々も徐々に増えているとはいえ、現在も村の一部が避難指示解除準備区域に指定されており、いまだ居住が制限されているなど、その復興は道半ばであります。

こうした中で、本市としても1日も早い復興を願い、川内村の意向も確認しながら、支援を継続しているところであり、本年度は7月と翌年2月の二度にわたって、保健師と理学療法士を派遣し、サフォークジムを出張開催することにより、高齢者の介護予防活動に役立ててもらおうこととしています。また、行政のみならず、多くの市民の皆さんにもこれまでさまざまな支援活動に継続して御尽力いただいています。

そこで、渡辺議員からの御提言である支援から交流、そして士別の子供たちの学びの場とすることについてであります。

本市の小学生を川内村に派遣してさまざまな体験をすることや、復興の様子などを直接見聞することは貴重な学習機会の一つになるものと思います。また、子供たちに限らず、大人の

方々など、多くの市民が川内村を訪れることも意義あることと存じます。

しかしながら、現時点では復興が第一であり、以前にも増して元気な村になるよう、そのための支援として何ができるのかという視点のもと、川内村との協議を踏まえ対応してまいりたいと考えています。いましばらくは支援を基本にした取り組みを継続し、交流や学びの機会については、その次のステップとすることが望ましいものと考えています。

求められる支援については、年月の経過やその時々状況に応じて変化し、その支援についても、行政だけで行うには限りがある中で、市民の皆さんの理解と協力が大きな力になります。これまでも羊まつり実行委員会を初めとする多くの市民や団体の方々に支援を続けていただいております。こうした活動の積み重ねが本市と川内村のきずなを深めることにつながっています。

今後もこうした活動を大切に、更に相互の理解と信頼を深めながら、時期を見て絆づくり協定の趣旨に基づいた交流事業のあり方について、これまで支援に御協力いただいている団体等の御意見もいただきながら検討、協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君） ありがとうございます。

川内村に関しましては、今、市長からお話しいただいたように、川内村の要望を聞きながら、本市でできることをやっていくということで、変わらぬ支援をやっていくということで一安心したところなんですけれども、実際現地に行くと、行政の方とのお話もありましたし、村民の方とのお話もあった中で、やはり風評がいまだに感じるという部分であるとか、あと村民も皆さん戻っていないので、交流する人口も少なくなっているという課題も何かあるようなので、できたら向こうの声も、まとまった声として士別市として聞いていただければありがたいと思います。ということをお願いしまして、1つ目の質問を終わります。

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 2つ目の質問は、各地で増えてきている合葬墓についての質問です。

合葬墓は合同墓または永代供養墓など同類のもので、公営では平成5年に横浜市で開設されたのを皮切りに、ここ数年の間にも全国各地で広がっている遺骨の収蔵方式です。寺院や民間企業が経営するものを主に永代供養墓と呼び、公営のものは、宗教的意味合いを出さないよう合葬墓と呼ぶことが多いようです。

そもそも合葬墓を要望する主な理由としては、一般的には、お墓を引き継ぐ後継者がいない場合や子供に迷惑をかけたくないという親の立場での考え、また、墓を設置管理するための費用面などの理由が多いとされています。

本市においても、今年度の市政執行方針の中で、牧野市長が、墓碑等の維持管理にかかわる市民ニーズに対応するため、合葬墓については28年の建立を目途に調査・設計に着手しますと述べられ、本年度は調査研究費として114万8,000円の予算が計上されております。

また先般、市の広報紙の折り込みにて、市民に対しても意見の募集をしたところでありますが、まずは寄せられた意見の件数とその内容をお知らせください。

次に、お墓のことです。単純に納骨するだけにとどまらず、供養するという大切なことを考えなければならないと思うところですが、寺院と納骨する施設をお持ちの関係者との協議はどのようにされたかもお聞かせ願います。

また、本市には無縁墓碑も設置されており、そこには弔う血縁者がいない場合や士別市東山墓地移転に関する規則の第10条の規定により、無縁故者と認められた場合が想定されると思いますが、建立予定の合葬墓との区別はどのように考えられているのか。ところによっては、合葬墓はなく、無縁墓と同様の取り扱いをしているところもあるために、わかりやすい区別の基準を示さなければ、市民からも意見が寄せられづらいと考えます。

合葬墓については幾つかのスタイルがあります。遺骨の収蔵に関していえば、個別保管ができるものや、合祀して埋蔵するもの、もしくは一定期間、個別に保管した後に合祀するなどさまざまです。形状に関しましては、墓碑型や納骨堂型などがあります。現段階で想定している遺骨の収蔵方式や形状について、並びに収蔵規模もどの程度なのかをお考えをお聞かせください。

最後に、利用に当たっての私の考えですが、さきの先事例を見てみますと、市民ニーズの名のもと建立がされてきているようですか、公営につきましても、宗教的な考えを示せないがゆえに、遺骨を収蔵するという物理的なことだけに市民の考えが先走り、一番大切であるはずの供養という観念が薄れているケースもあるように感じました。

お墓が持てないではなくて持たない、供養できないではなく供養しなくていいという考え方を助長することがあってはならないと考えています。利用基準についても自治体ごとに違うようで、希望者全てを対象とするところや霊園に墓地を持っている人に限定している場合などがあるようです。過疎化、少子化、核家族化が課題になっている現代社会はなおのこと、血縁についての考え方を改めなくてはならないと考えています。いわゆるお墓参りを通じて御先祖を弔い、今に感謝をし、これからの未来を考えなくてはならないと考えます。

そういった意味からも、建立に関しては、市民にはしっかりと合葬墓の説明をすることや、利用する上での基準等が必要と考えますが、本市の考え方をお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

最初に、合葬墓についての市民意見の募集結果についてであります。

合葬墓については、平成22年第1回定例会で、岡崎議員から設置について御提案があつて以降、市民からの問い合わせ、設置希望が多く寄せられましたことから、市長マニフェスト事業として総合計画に組み入れ、平成26年度に先進地調査、更に本年度は114万8,000円の基本設計などの調査費を計上し事業を進めてきたところです。

このような中で、本年2月17日には、士別仏教会に加盟する方々との懇談会を実施し、さま

さまざまな御意見をいただきました。その内容としては、市民ニーズ、道内の設置状況と設置に当たっての賛否、予算規模を初めとし、合葬墓の設置は将来無縁となることを市が助長することではという懸念やお寺とのつながり、寺院の納骨堂との競合などを危惧して設置に否定的な意見が多く出された状況であり、市民の意見募集後に再度懇談会の実施を要望するというものでありました。

今回、具体的な市民ニーズを把握するため、本年4月27日から5月29日まで、市民並びにしべつ霊園にお墓をお持ちの方を対象に、しべつ霊園合葬墓設置に係る意見を募集し、24件の提出をいただきました。内容としては、設置に賛成の意見が22件、反対の意見が1件、合葬墓に関する説明会の開催を要望するが1件という結果でありました。

賛成の意見の内容につきましては、「子供が遠方におり、将来帰ってくる見込みがないため、現在持っているお墓を守ることができない」や、「お墓を立てても管理する人がいない」など、将来に不安を感じているものがほとんどで、「子供たちは土別にはいないが、自分は土別のお墓に入りたい」という意見が多く見受けられました。反対意見としては、「無縁となることを助長するのでは」や「市の財政的な不安」といったものでした。

意見提出数の多寡について考慮の余地はありますものの、市としては、このように将来のお墓の管理について切実な意見が寄せられたことから、合葬墓の設置は将来を見据えた上でも必要と判断し、設置に向け計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、無縁墓との区別の考え方についてです。

本市にはしべつ霊園内に無縁の碑があり、昭和60年に供用開始以降、現在まで51体が収蔵されています。収蔵されている遺骨は、渡辺議員お話ししの東山墓地関係のほか、施設入所中などに亡くなられ、親族がなく、引き取り手がない場合に遺骨の収蔵を行っております。一方、市が計画している合葬墓は、本人または親族の希望による意思確認に基づく申請により使用を許可するものでありまして、無縁墓とは区別して考えているところであります。

次に、現在想定している合葬墓の形態についてです。

合葬墓には、お話のとおり1つの納骨堂にお骨を全てあけて合葬するものや、個別に納骨室を設け、一定期間そこで納骨、供養をした後合葬するものなど、さまざまな形態があります。現在市で計画している合葬墓の収蔵形式は、費用的に利用しやすく、多くの自治体で採用されている最初から合葬する墓碑型で、慰霊碑的な形態のものを考えており、埋蔵規模につきましては、数千体を見込んでいるところであります。

次に、利用に対しての考え方についてです。

合葬墓の利用要件につきましては、しべつ霊園に墓所を所有する方を最優先に考え、本市に住所を有する方、過去に一定期間以上本市に住所を有していた方などの利用要件を検討していく予定であります。更に、先ほど申し上げましたとおり、多数の遺骨を1カ所に埋蔵するため、埋蔵後の改葬が不可能となりますことから、利用申し込みの際には、本人並びに親族の方に十分御理解の上で申請していただくことが必要と考えているところであります。

合葬墓とは、宗教、血縁などの枠を超えて1つのお墓に多くの遺骨を埋蔵し、多くの縁故者が共通のお墓にお参りをするものと考えており、議員が危惧される無縁を助長することなく、訪れやすい施設となるよう、お参りする方々に配慮した設備を設置してまいりたいと考えております。

市では、本年度に基本設計を策定し、平成28年度に建立する計画としておりますが、今回いただいた意見集約結果に加え、今後実施を予定している市民懇談会などを通じ、より多くの市民の皆様の御意見をいただいた中でしっかりと市の考えを説明し、建立に向けた計画を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 渡辺議員。

○5番（渡辺英次君）（登壇） 最後の質問は、性同一性障害についてです。

近年、性同一性障害という言葉を目にする機会が増えたことと思います。Jender Identity Disorderの頭文字をとってG I Dとも言います。

さて、性同一性障害はいまだ社会的観点から理解されているとは言いがたいと思います。それは、これまでテレビ番組などでおもしろおかしく表現されてきたことも少なくなく、正しくないイメージに洗脳されて、日本の文化や風潮に受け入れづらくなっていることが起因していると思われまます。

また、性同一性障害は単純に同性愛と混同されることも多いところですが、別のものであります。また、この2つのかかわり合いは多様なケースがあり、質問の趣旨がわかりづらくなることを回避するため、今回は性同一性障害に絞って質問をいたします。

平成15年7月に、性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律、略して性同一性障害特例法が成立し、性別の取り扱いについての特例として定められました。第2条の定義では、この法律において、性同一性障害者とは生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有するものであって、そのことについて、その診断を的確に行うために、必要な知識及び経験を有する2名以上の医師の一般的に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいうと示されています。

また、第3条、第4条では、性別の取り扱いの変更の審判にかかわることが示されており、一定の条件下のもと、性別の変更を認めることとしています。かみ砕くと、体と心の性別の不一致と性別の変更、変更した性での婚姻を法で認めているということです。

性同一性障害は名のとおり障害であって、医師が下す疾患名ということになります。世界的には、WHOが定めた診断基準があり、日本においては、日本精神神経学会が示した性同一性障害に関する診断と治療のガイドラインにより、性同一性障害と診断されます。

このように、法の整備は時間をかけながらも整備されてきているところではありますが、いかにせん社会的には受け入れられているとも言えず、当事者の方は心を痛めながら生活をして

おります。

そのような中、昨年に初めてとなる学校における性同一性障害にかかわる対応に関する状況調査が実施されました。これは、未成年者において、その障害の可能性があるにもかかわらず、社会で受け入れられない、いじめの対象になる等が原因で登校拒否になったり、心の病の原因になったりしないよう、学校での生活環境できめ細かに対応することを目的に、全国の小・中・高全ての学校を対象にアンケート調査したものです。調査結果によると、全国で該当すると思われる報告件数は606件あったとされています。

しかしながら、現状の社会情勢を考察しますと、表立って表現できないケースが多いと思われることから、606件という数字は確認されている最低数と言えます。ですが、今回初めてとなるこの調査の実施により、改めて性同一性障害が報道等でもクローズアップされ、これからの社会的な認知と理解を確立するための必要性が問われることになったのは、評価できるところと考えています。

そこで、昨年実施された調査は、本市においても実施されたのかをお伺いいたします。全校で実施されたのか、またどのような実施方法であったのかをお聞かせ願います。この際、該当事例があったのかどうかは、質問の趣旨とかわかりませんので、答弁の必要はありません。

また、全国での調査結果を踏まえ、文科省では本年4月30日付で各都道府県教育委員会に対し、性同一性障害にかかわる児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等についてという通知をしたところですが、本市における学校での対応と通知内容の今後における取り扱いに対しての指針等は示しているのでしょうか。

性同一性障害については、思春期の年代に発覚するケースが多く、学校や取り巻く環境が当事者にとっては人生を左右する大きな壁であることから、学校単位としてではなく、市としての指針等を示すべきではないかと考えますが、市教委の考えをお聞かせください。

次に、子供の権利に関する条例にかかわり質問いたします。

本市では、士別市男女共同参画推進条例が定められ、男女の人権の尊重を定めている第3条2項では、男女共同参画の推進に当たっては、性同一性障害を有する人やその他多様な性を有する人の人権についても配慮されなければならないとしております。

一方、子供の人権を守る士別市子どもの権利に関する条例については、男女の性に関する事項が定められておりません。子供の性同一性障害にかかわる認識と理解を深める上で条文化する必要があると考えますが、市の考え方をお示し願います。

更に、性別表記や男女記入欄についての質問です。

社会生活の中で性別が示されているものが届く場合や性別を記入して提出する書類など、細かなところではありますが、目につくことは少なくないと感じます。例えば身分証明にも使われる健康保険証もそうですし、各種公的証明書等にも男女表記がついていることが多いと思われます。

また、役所に提出する書類や学校生活でも、男女の記入をすることがあると思います。性同

一性障害などを持っていない人には、気にもとめないことと思いますが、性同一性障害者の場合、その都度に苦痛を感じたり、場合によっては、本人確認の都度説明を求められることもあるようです。

こういったことを踏まえ、厚労省を初め、各自治体でも必要のない性別表記や男女記入欄を削除する動きが広まっています。実際自動車運転免許証など、男女表記がなくても公的に本人確認がとれるものも既にありますし、削除した自治体の話でも不都合は生じていないとのことです。札幌市でも昨年12月から取り組んでおりますが、本市においても今後取り組んではと考えますが、どうお考えでしょうか。

さて、性同一性障害については、ゆっくりではありますが、認知されつつあります。しかしながら、まだまだ法整備だけが先行している状況で、当事者にとっては住みよい社会とは言えません。このたびの学校への配慮の件の通知を契機に、更に理解を深めることが必要と考えます。

子供の環境をよくするためには、教職員だけではなく、社会全体として共通する認識を持たなくてはならないことから、子供にかかわる教職員、そして我々市民ももちろんであります。市教委職員を含む行政職員も一層の知識と教養を身につけるために、勉強会の実施をしてはと思いますが、見解を伺って質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 性同一性障害についての御質問にお答えいたします。

まず、昨年実施された学校における性同一性障害に係る対応に関する調査についてであります。市内の全ての小・中学校及び士別東高校、更に士別翔雲高校においても実施されております。

実施方法については、平成25年4月から12月の間で、学校が把握した事例に限られ、本人が望まない場合は回答を求めておりません。調査内容としては、該当ケースがあった場合には、1、戸籍上の性別、2、小学校、中学校、高校の学校段階、3、特別の配慮をしているか否かについての3項目が必須回答項目とされておりました。

次に、性同一性障害についての市内の学校での対応と指示につきましては、学校においては性同一性障害に係る児童・生徒への配慮と他の児童・生徒への配慮との均衡をとりながら支援を進めることが重要となります。本年1月に、北海道教育委員会で教師向けの対応に関する資料が作成され、また、4月には文部科学省から児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について具体的な配慮事項なども示されており、既に各学校に配付されているところであります。その中では、医療機関との連携、教育委員会等による支援方法、学校における支援体制や教職員等の間における情報共有の手法など、常日ごろから学校において適切に対応できることが求められています。

今後におきましても、継続して必要な情報提供を行うことで、学校における教育支援相談体制の一層の充実につながることから、士別市教育委員会として指針を示すことは考えていない

ところです。

次に、子どもの権利に関する条例の改正についてお答えいたします。

本条例では、子供は1人の人間として尊重されるべき存在であり、子供一人一人を権利の主体とし、子供自身やその家族の国籍や性別、障害等を理由として差別や不当な扱いを受けないように、お互いの違いを認め合うことで全ての子供が平等に安心して生きる権利を保障しているところでもあります。

子どもの権利条例検討委員会での協議経過の際、障害等個別の状況を具体的に条文で表現することは、個々の状況により子供を区別することにつながりかねないため、直接的な表現とせず、条文解説の中で説明を加えることが望ましいとの結論をいただき、現行の条文としたところです。

議員から御提言の子供の性同一性障害への認識と理解を深める必要性は承知していますが、ただいま申し上げた経過から、性同一性障害についても個別状況を示すことから条文化をする考えがないことを御理解いただきたいと存じます。

次に、性別表記や男女記入欄についてです。

渡辺議員お話しのとおり、公的な証明書類等には性別を表示したり、さまざまな手続の際に提出する書類等にも性別の記入を求めたりすることは多い状況にあります。しかし、近年では、性同一性障害など、性的少数者いわゆる性的マイノリティーへの配慮から、申請書や証明書などに設けている性別記入欄を廃止する動きが拡大しています。また、24年に厚生労働省からは、国民健康保険等各保険者の判断により、被保険者証における性別表記の記載方法を工夫しても差し支えない旨の通知があったところです。

そこで、本市においては、これまで性同一性障害の方から被保険者証の性別表記について申し出はありませんが、今後性別表示を表面に記入せず、裏面の備考欄等に記入するよう対応していく考えです。その他各種公的証明書等につきましても、法令等による性別の表示が必要か否かを確認し、必要がないと判断した場合は、様式等の変更を進めてまいります。

性同一性障害については、市としても偏見や差別をなくし、理解を深めるため、まずは教職員も含めた市職員を対象に、専門家を講師としての学習会、講演会等を実施してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

政府は、国民に割り当てる個人番号を金融機関の預金口座にも適用するマイナンバー法改正案と個人情報の不正利用を防ぐ個人情報保護法改正案が衆議院本会議で可決され、6月中にも参議院でも可決成立をさせて、来年1月からのマイナンバー制度開始をさせようとしています。これらに基づいて、本市の役割とその対応についてお伺いをいたします。

まず、この制度そのものについてですが、住民票を持つ全ての人に12桁の番号、マイナンバーを付して社会保障や税といった情報を関連づけて管理する、10月に国民一人一人に番号を通知し、来年1月から運用を開始し、その後、銀行の預金口座にも適用対象を広げ、国が個人資産を把握し、脱税などを防ぐことが狙いとされています。

そこで、今回の定例会においても、全額が国庫支出金であります戸籍住民行政費としての通知カード、個人番号カード交付関連事務交付金として723万円の補正予算を組まれたところですが、本市が来年1月までに実施しなければならない業務はどこまでなのか、具体的に何をするのか、通知カード、個人番号カードの内容と希望者には顔写真がついた個人番号カードとも言われていますが、士別市はどのようなものを配布するのか。更には、市民に対しての周知はどのような方法を考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、今回のこの業務の担当ですが、新たな組織をつくって対応している自治体もあるようですが、本市ではどのように対応するのかものあわせてお伺いをいたします。

次に、国は関連法案を見直すことで、将来的にはマイナンバーに登録していれば、住所を変更するときに電気、ガスや通信会社などの登録情報を一括して変更できるようにする。更に、健康保険証として使ったり、自動販売機での年齢確認に活用しようとすることも想定しているようですが、各自治体でもこのマイナンバーを独自に活用しようとする動きもあります。実際に利用できれば、まだまだ先になりますけれども、具体的には、印鑑証明書や戸籍謄本のコンビニなどの発行も可能となり得ることから、制度が運用される時点で十分に検討しておかなければならないものと思いますので、現時点でのマイナンバーの活用の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、このマイナンバー導入に対してですが、御承知のとおり、この改正案は参議院での採決がいつになるのか、今の段階でも不確定となっています。年金情報の大量流出による個人情報漏えいが大きく影響していると思われませんが、そもそもマイナンバーの情報管理は各市町村が行うものと思いますが、本市のセキュリティーはどの程度なのかをお伺いしたいところですが、具体的にお答えいただくと、更に悪用される危険性も増すわけですから、差し支えのない範囲で結構ですから、お答え願いたいと思います。

いずれにしても、セキュリティーに関しては行政が責任を持って対応していただくしか方法がないのでお任せいたしますが、最後は職員が扱うこととなりますので、職員一人一人の対応も重要となることから、その認識と対策についてどう考えて対応しているのかをお聞かせいただきたいと思います。

国が関与する日本年金機構へのサイバー攻撃で、個人情報約125万件が流出されたことから、絶対安全とは言い切れないのではないのか、常に不安を抱えながらの情報を安易に導入してよいものかと疑問を持つことでもありますが、この点に関して、行政としての考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から行政の役割などの概要について答弁申し上げ、対応準備などの詳細については市民部長から答弁申し上げます。

社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー法案が平成25年5月に成立し、本年10月から個人に番号が通知され、28年1月から利用が開始されます。マイナンバーは住民票のある全ての個人に番号を付番し、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために利用されるものであり、行政の効率化や透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となることが期待されているものであります。

また、個人が自分を証明するための仕組みでもあり、利用者にとっても、年金などの社会保障給付の受付や税金申告で住民票や納税証明書など添付書類が不要になるといった手続簡素化のメリットがあります。

現在、更に金融分野、医療分野等への利用範囲を拡大すべく、共通番号制度関連法改正案が今国会に提出されており、数年後には戸籍事務、旅券事務、預貯金付番、医療、介護、健康情報の管理と相互の利用、自動車登録などにも拡大していく方針が示されています。

しかし、一方においては、国家管理への懸念や番号漏えい、個人情報の不正利用など、安全性に対する不信感も根強くあり、このたびの日本年金機構から大量の個人情報が流出した問題で、マイナンバー制度への不安が広まっています。このため、国会では改正案の採決を当面先送りすることとし、厚生労働省の調査状況を見ながら、改めて採決の時期を協議するとしています。

情報通信技術の進展により、個人情報を含む多種多様なデータの収集・分析が可能となり、その利活用は国家成長戦略にも位置づけられています。あくまで個人の権利・利益が侵害されないことが大前提と考えるところであります。

先般開催された全国市長会では、今回の年金情報流出問題を受けて、徹底的な原因究明と再発防止策を講じた上で、本年10月からの番号通知を予定どおり実施することを求める緊急決議を行ったところです。

マイナンバー制度は法定受託事務として個人番号の交付事務等が市町村に課せられていますが、改めて国民の信頼を得られる制度として導入できるよう、セキュリティー対策の総点検や国民への丁寧な説明など、国の責任において対応することを強く求めるものであります。また、制度導入後であっても、検証をする中、利用範囲の拡大については慎重に進めるべきものと考えます。

マイナンバー制度では、本市は個人番号利用事務実施者として事務を取り扱うこととなりますが、個人情報の保護には最大限の注意を払わなければならないと考えております。日本年金機構からの個人情報流出問題のケースでは、システム側の不備ではなく扱う職員や運用に問題があったことから、技術的な安全策とあわせて、国が定めたガイドラインを参考に、特定個

人情報の適正な取り扱いを確保するための基本方針及び具体的な取り扱い規定を定め、安全管理措置を行うための組織体制の構築や事務担当者への教育の実施など、人的な措置を講じ、マイナンバー制度導入の理念の一つでもある国民にとって利便性が高く、きめ細やかな社会保障を実現する社会を目指し、制度を運用してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） 私から、対応準備の内容、市民周知及びセキュリティー対策などについてお答えします。

まず、本年10月から実施される個人番号通知、個人番号カード交付の流れについて申し上げます。

マイナンバー制度の導入に当たり、地方公共団体が共同して経営する組織、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISを設立しており、ここに市から住民情報を提供しています。この情報に基づき、J-LISが個人番号を生成、個人番号通知カードと個人番号カード交付申請書を作成し、平成27年10月5日現在で住民登録のある方に対し、それ以降、簡易書留で郵送します。

そして、個人番号を受け取った市民が個人番号カードの発行を希望する場合は、交付申請書に顔写真を添付し、J-LISに返送します。J-LISでは、順次個人番号カードを作成し市に送られますので、市では申請者宛てに番号カード交付通知書を発送し、28年1月以降の予定になっていますが、申請者に来庁していただき、個人番号カードを顔写真等の本人確認を行った上で交付します。そのため、28年1月までに市が行う業務としましては、現行の総合行政システムの改修やセキュリティー対策の確認、事務担当者による制度等の事前学習等のほか、個人番号カード交付の際に必要な機器の整備や随時行うシステムの運用テストなどがあります。

通知カードは紙製のカードを予定しており、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と個人番号が記載されますが、利用の際、通知カード単体では本人確認はできませんので、あわせて運転免許証等の提示が必要となります。また、個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを返納しなければなりません。個人番号カードは表面に基本4情報と本人の顔写真、裏面には個人番号が記載されており、更に、ICチップにはこれらの情報のほか、法的個人認証に係る電子証明、市町村が条例で定めた事項を搭載できるものです。

なお、通知カード及び個人番号カードの発行、送付業務は、J-LISに委任いたしますので、これらカードのデザインは市独自のものではなく、全国共通のものとなります。

次に、市民に対する周知方法についてです。

基本的に制度の広報活動については、マイナンバー法第4条の規定により国の責務とされており、現在、テレビ放送や国のホームページでの情報提供、コールセンターの開設、ポスター掲示などが実施されています。

市においても、実質的な利用者の窓口になりますので、マイナンバー制度の普及促進のため、国と協調しながら周知を図る考えです。具体的には、昨年11月から市広報にマイナンバーの記事をシリーズで掲載しており、今後も引き続き掲載してまいります。本年9月と12月のお知らせ版には、折り込みチラシを配布する予定であります。

また、本年3月からは、市のホームページにおいても周知を図っているほか、市役所等の窓口や確定申告会場へのポスターの掲示、チラシやパンフレットの配置などを行い啓発に努めています。また、制度への理解は十分ではないものと認識しているところでもありますので、10月の個人番号通知の時点で多くの市民に一定の理解が得られることを目標とし、更に今後は老人クラブの会合や地域担当職員による地域政策懇談会等のさまざまな機会にチラシや啓発用DVD等を活用して周知を図ってまいります。

マイナンバー制度を担当する部署については、関連業務を一体的に取り組むことで効率化を進めるため、組織の再編を図った自治体もありますが、本市においては、カード交付など総合的な窓口は市民課、情報管理については総務課で担うほか、全庁的ななかかわりもあるため、番号制度導入に係る庁内連絡会議を25年11月に設置し、連携調整を図っています。

次に、マイナンバー活用の基本的な考え方についてですが、マイナンバーは現時点では年金や医療等の社会保障の手続、確定申告等の税務関係の手続、そして防災や災害対策の3分野に限って利用されるものでありますが、自治体独自の取り組みとして、これら3分野に類似する事務であって、地方公共団体が条例で定める事務に利用可能で、個人番号カードに登載されているICチップを利用して、例えば印鑑登録証や図書館の利用者カード等の機能を持たせたり、コンビニエンスストアと提携し、住民票等の証明書を取得したりすることが可能となるものです。

しかしながら、本市ではまず制度の円滑な導入を図ってまいりたいと考えており、独自に使用する項目については、個人番号カードの普及など、その後の状況を踏まえて検討していく考えです。

次に、マイナンバー導入に伴うセキュリティー対策等についてです。

本市では、受け取ったメールの添付ファイルは全て最新のセキュリティーソフトを使用したウィルススキャンを行ってから職員が受け取る仕組みであり、その際に、ウィルス等を検知した場合は、メールを自動的に削除しているほか、職員が使用するUSBメモリについては、ウィルス対策が施されていない機器の使用を制限しています。また、外部からの侵入防止対策としては、ファイアーウォールによる厳重な通信制御と不正アクセス感知装置による侵入検知を行っており、情報が外部に持ち出されないための対策としては、一部のサイバー攻撃、庁内端末への感染の疑いを検知し監視しているほか、庁内からアクセスできるインターネットウェブサイトを一定のルールのもと、機械的にアクセス制限を実施しています。更に、情報システムに携わる職員のみならず、全ての職員に守秘義務、個人情報の保護を徹底しているところです。

今後、マイナンバー制度が実施されると、個人情報外部に漏えいし、財産等に影響が及ぶ

のではないかと危惧されておりますが、マイナンバー法では、個人番号の利用範囲を限定し、一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じ、利用目的以外の利用を禁止しているほか、個人情報を1カ所で管理しないこととしております。

例えば国税に関する情報は税務署、年金に関する情報は年金事務所など、これまでどおり分散して管理しますし、役所の間で情報をやりとりする際には、マイナンバーではなく、役所ごとに異なるコードを用いますので、万が一漏えいしても個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みになっています。

また、マイナンバーを使って各種手続を行う際には、顔写真つきの身分証明書等で本人確認を厳格に行うことが法律で義務づけられていますので、クレジットカード番号のようにマイナンバーだけで悪用できない仕組みとなっているなど、制度的な安全対策が講じられているところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長 (丹 正臣君) 松ヶ平議員。

○7番 (松ヶ平哲幸君) いずれにしても、マイナンバー制度、士別市が独自にやれる分というのは、今後先になりますけれども、その機会、サイバー攻撃等の攻撃などはかなりイタチごっこの部分もあるんですけれども、利用する側にとっても便利になる反面、極めて危険性が生じると。特に、ATM口座開設なんか等利用になられると、今悪質商法を含めて相当な被害、高齢者を中心に出てきておりますので、ぜひ便利になる反面、非常に危険なものだということも、やっぱり市民としても認識しなきゃいけないと思いますので、その面も含めて、十二分に市民にPRをしていただきながら、業務を進めていただきたいと思います。

この件に関しては以上です。

○議長 (丹 正臣君) まだ、松ヶ平議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 1 1 時 4 3 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○議長 (丹 正臣君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

松ヶ平議員。

○7番 (松ヶ平哲幸君) (登壇) 次に、去る6月1日に施行となった道路交通法の改正について、その内容と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

今回の改正は、重大な事故につながる危険行為を繰り返した自転車の運転者に交通講習の受講を義務づけたもので、その改正された内容は、従来の道交法違反に当たる悪質運転のうち、信号無視や酒酔い運転、交差点での一時不停止など、14項目を危険行為と規定し、自動車と比

較すると、運転ルールを学ぶ機会の乏しい自転車の運転者に対して、受講を通してマナーを向上させて自転車の事故を減らす考えからの改正となったものですが、確かに2014年中、道内における自転車利用者の交通事故死者数は9人、対前年比でマイナス4人となっており、全死者数169人の5.3%を占めていますし、自転車に対しての検挙件数は544件となっており、これは年々増加している状況にあり、指導、警告件数は2万2,780件にもなっています。更に、全国的には民事訴訟に発展したケースも増え、約9,500万円もの支払いを命じた判決も出されているようであります。

そこで、本市における自転車による事故件数はどの程度なのでしょうか。あわせて、その事故の内容についてもお教えいただきたいと思えます。

次に、今回の改正は、そもそも自転車の乗り方のルールが大きく変わったわけではなく、自転車運転者講習の制度が新しく義務づけられたものです。簡単に言いますと、14歳以上の運転者には、自転車の運転に対して危険行為を3年以内に2回以上した者に対して、公安委員会が3時間の自転車運転者講習、これは1回5,700円ですが、の受講を義務づけ、受講しなければ5万円以下の罰金が科せられることとなりました。

しかし、改めて自転車運転のルールを把握、承知をしているかというところでもなく、自転車は軽車両に分類されているとはいえ、意外と歩いているときと同じ感覚で乗っている状況があるのではないのでしょうか。例えば、車道通行の原則では、自転車は歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行しなければならない。ただし、自転車道があれば自転車道を通行しなければならない。

また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合などを除き、道路の左側部分に設けられた路側帯に限り通行することができるとありますが、車道のほうがより危険と判断したときは、歩道でもよいといったローカルルールもあるようですので、市民にもしっかりとした自転車の運転ルールを学ぶ機会を行政が積極的に実施する必要もあると考えますが、どのような取り組みを考えているのか、具体的にお教えいただきたいと思えます。

特に心配されるのは、高齢者の方やふだんから自動車などを運転されていない方に一方通行や進入禁止の標識を、そもそも承知されていないと思われまして、何よりも個々人の判断では差も生じてくることから、トラブルが起こり得ることも予測されます。

警察署は講習によりどんな乗り方が危険かを知ってもらい、安全意識を根づかせたいといったコメントが新聞記事に掲載されていましたが、著しく違反をする前に、大きな事故を起こす前に正しい自転車の乗り方を市民に周知していただくことを願って、今回の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に、自転車事故の実態についてであります。

士別市における平成26年中の自転車事故件数は3件発生しており、3件とも自転車と自動車

の衝突による人身事故であります。事故の内容を士別警察署へ確認したところ、自動車が路外施設から後退しながら歩道を横断して車道に出る際に、歩道を走行してきた自転車と衝突したものが1件、信号機のない交差点を自動車が直進中、右方向から進行してきた自転車と衝突したものが2件となっております。

自転車の運転ルールを学ぶ機会につきましては、毎年、市交通安全指導員により各小学校において歩行時のマナーや自転車運転ルールの学習及び実地訓練等を実施しているほか、一部学校においては、旭川地区トラック協会の協力のもと、大型トラックと人形による衝突の再現や死角自転車巻き込みの確認など、実践型の交通安全教室を開催しています。また、高齢者に対しては総合福祉センターの老人クラブ交流会において、市交通安全教育隊が交通安全教室を例年実施しています。

議員お話しのように、自転車の運転ルールは特有の部分がありますが、昨年開催した学びと暮らしのフェスティバルにおいて、自転車シミュレーターのコーナーを設置したところ、参加された方から、楽しく交通ルールを学び体験することができたと好評でしたので、このような機会を増やすことで、ふだん運転等を行わない方を含め、市民に正しいルールの普及を進めます。

次に、自転車の運転ルールの周知につきましては、改正道路交通法の自転車講習義務づけ罰則の強化の周知とあわせて、安全・安心ネットワークを通じて情報を配信するとともに、5月には士別市交通安全協会、士別市防犯協会との共催により、自転車防犯診断として士別翔雲高等学校において交通ルールの順守を呼びかけし、また自転車安全キャンペーンとして、同じく士別市交通安全協会、士別市防犯協会との共催により、市内量販店において交通ルールの啓発を実施したところです。

なお、士別警察署においても街頭啓発や巡回を通じて周知を図っていくとお聞きしております。

自転車は取り扱いが容易で便利な乗り物ではありますが、道路交通法において軽車両として定義されており、自動車同様に交通ルールを守らなければ悲惨な事故につながりかねないものであることを市広報紙及び交通安全教室等において啓発するとともに、士別警察署並びに各交通安全団体と連携して、交通安全マナーの普及、啓蒙活動に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、市行政職員の離職者についてお伺いをいたします。

一般企業での退職には、大きく分けると定年退職と勧奨退職、定年前希望退職と早期退職募集制度による退職、そして普通退職となっておりますが、それが地方公務員になると、定年退職か勧奨退職と自己都合による普通退職になり、士別市の行政職員ではほとんどが定年退職か普通退職のどちらかになっていきます。しかもここ数年は、退職者数がかかなりの人数で推移している状況にもあることは、30年以上前にさかのぼりますが、原因は当時いろいろあったのでし

ようが、職員の採用のあり方にも問題があったと言われていました。

採用試験が数年間実施されなかったことから、採用した年には多人数になってしまったことから、ここ数年の定年退職者数が増えてきているのが現状であります。

更に、定年退職者数の増加とあわせて、自己都合による普通退職者の人数も増えてはいないでしょうか。自己退職とはいえ、市内の事業所と比較をすると、勤務時間や給与からの条件がいいこともかわらずやめられる方がいることから、しっかりとその要因の追求と対策もしなければならぬのではないのでしょうか。

そこで、平成25年度の地方公務員の退職状況等調査からは、離職した者のうち普通退職者の割合は約30%で推移をしていますが、本市の行政職員の実態はどうなっているのでしょうか。ここ数年の実態をお聞かせください。そして、自己都合とはいえ、その理由をどの程度把握されているのでしょうか。プライバシーもあるので大まかで結構ですので、把握しているものがあればお願いをいたします。あわせて退職された方が管理職かどうかもお願いをいたします。

若年層の退職者もさることながら、定年にあと二、三年と思われる方の退職は非常に市にとっても大きなマイナスとなるのではないのでしょうか。長年の経験と知識をいかんなく発揮していただくことが、若手への指導も含めて、貴重な財産を失うことになると思います。

今の行政職員の業務は増えることはあっても減ることはありません。更に、先ほども言いましたように、定年退職者が相当数となっているため、その後を引き継いだ職員も相当の責任を負っていることと感じています。

特に管理職になると、その責任は増大し、連日、勤務時間を終えてもそのまま業務を続けている方も見受けられますので、労働組合がある一般職はもちろんですが、管理職にも何かしらの対応を考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

ストレス社会と言われている今日、自治体職場においても同様であると考えますし、その中で特に管理職は部下に対して仕事の面での指導や管理をしっかりと行うとともに、心身の健康にも気を配らなければならないと考えます。また、みずからの心身の健康にも意を配しながら、一層の自己研さんに励むとともに、管理職としての心構えや部下との接し方などもしっかりと身につけていく必要があると考えますがいかがでしょうか。

そこで、管理職に限ってお伺いをいたしますが、管理職に対する研修などは行っているのかお伺いをしたいと思います。

次に、国は過重労働などでストレスを抱える労働者が増えたため、メンタルヘルス、心の健康の対策を企業に義務づけました。これは、昨年6月の労働安全衛生法改正により、年1回以上のストレスチェック実施が義務づけられ、今年12月から、従業員50人以上の事業所を対象としたものです。その内容は、会社自身が行う産業医などが実施者となり、費用も会社が負担することになっています。この結果で、高いストレス者といった判定が出た従業員には、医師の面接、指導を受け、その結果、医師の判断により会社は適切な措置をとるというものです。このことも、ぜひ行政職員に対しても実施を願うものでありますが、考え方をお聞かせいただ

きたいと思います。

次に、再任用制度に関してお伺いいたします。

以前にこの制度に関して質問させていただきましたが、実際に運用されてから2年が経過をしているところですが、どうも市民から見ると、よく理解されていないといえますか、わかりづらいのではないのでしょうか。

これは、定年退職となって退職金共済年金の受給権が発生するのは61歳になった翌月からとなるため、給料もない、年金もない、無収入、無年金期間をなくすために制度化されたこと自体は周知されているのですが、例えば本年度の再任用者はフルタイム、短時間を合わせて8人となっていますが、その任務は総務部地方創生推進本部参与、建設水道部空き家対策推進本部参与と保健福祉部における専門官、国営農地再編推進室専門官、そして教育委員会における専門官が2人となっています。

そこで、再任用者は従来の職員が行っていた業務の内容の一部を担うのか、それとも新たに政策的課題を専門的に担うかを含めて、基本的な考え方を改めてお聞かせください。これも定年退職者が多くなると、希望者全員を再任用しなければならないことから、いかに任務をつくるといった作業も出てくることから、市民にわかりやすい再任用制度の運用としていかなければならないと考えますので、よろしくお願いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず、本市行政職員の自己都合による退職の状況についてであります。

直近5年間の平成22年度から26年度における医療職や看護職などを除いた行政職員の退職者総数は98人で、そのうち自己都合による退職者は32人となっております。このうち管理職は、次長職が2人、課長職が6人、主幹職が3人の合計11人となっており、定年の数年前での退職者もほぼ同様の人数です。自己都合による退職の理由は、それぞれさまざまな事情があつてのことですが、主なものとしては、転職や健康状態などによる場合のほか、配偶者の転勤など、家庭の事情によるものがあります。

次に、管理職員に対する研修の実施状況についてであります。

近年の管理職員を対象とする研修は、全国的に心の病による病気休暇や休職が増加傾向にあることを踏まえ、ストレスマネジメントをテーマに実施しております。この研修については、現在、北北海道中央圏域定住自立圏合同研修として開催しているものであり、ストレスに関する理解と部下の心の危険信号の察知、心の病気にかからない元気な職場づくりなどを内容としております。

また、政策形成研修などの課題別研修においては、管理職、一般職の区別なく実施している研修メニューもあるほか、自己研さんに向けては各種講演会や研修会などにも積極的な参加を図ることで、みずからスキルアップに努めるようにもしているところであります。

このほか、全庁共通する業務対応のあり方や、接遇に関する事などについては、庁内連絡

会議や庶務担当課長会議などを通じて、各管理職が指導力を発揮するよう促しているところでもあります。お話のように、ここ数年は定年退職者も多く、職員の年齢構成も大きく変化している状況にあることも踏まえながら、研修内容などの充実に努めてまいります。

次に、ストレスチェックの実施についてであります。

お話のとおり、労働安全衛生法の改正によるメンタルヘルス不調の未然防止を目的として、従業員50人以上の事業所においては、労働者の心理的な負担の程度を把握するストレスチェックを年1回以上実施するとともに、高ストレス者として判断された者への医師による面接指導が義務化されました。地方自治体も労働安全衛生法が摘要されますことから、本年12月1日の施行後、1年以内に1回目のストレスチェックを実施することになります。

このストレスチェックは、医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師などの対応が必要なほか、本人の同意なく実施結果を確認できないことなど、実施に当たっては検討を要する面も多々ありますが、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ有意義な取り組みとなるよう、今後衛生委員会などで協議を行い、実施体制の確立に努めてまいります。

次に、再任用制度についてであります。

年金受給年齢の引き上げにより、雇用と年金の接続を目的とした新たな再任用制度の運用開始から2年目を迎えました。運用の基本的な方針として、1つには現職のときに経験のある分野の業務を担い、通常業務を遂行しながら後輩職員への指導や技術などの継承を図ることにより、雇用と年金の接続を目的としながらも、より業務遂行能力の高い組織運営を目指す考えであります。

更に2つには、これまでにない行政需要や課題の解決と新たな政策に向けての専門的な対応であり、本年度においては、地方創生と空き家対策を対象としております。これらについては、戦略的政策形成本部と位置づけ、市長を本部長とした全庁横断的な推進本部を設置し、それぞれに再任用職員を特任参与及び参与として配置することで、これまでの経験や知識を最大限に生かし、喫緊の課題解決と政策形成を図っております。

今後においても、年金受給年齢の引き上げに伴い、再任用職員の増加が見込まれる中で、効率的かつ効果的な再任用職員の配置を実施することにより、一層多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応できる組織体制づくりを図っていく考えであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 確認も含めて2つお願いいたします。

管理職さんの研修のことなんですけれども、副市長の答弁の中にもあったんですけれども、相当数の退職者の方がいらっしゃいますので、人事異動も要は、部長、次長が退職されたのでずずっと上がっていきます。となると、特に一般職から管理職とか、主幹という職種についたとき、そこからうちの場合は管理職という範疇になるんですけれども、自分本来の業務も担いながら、主幹ですから、そのスタッフのリーダーとなったときの戸惑い方というのも、逆にそ

こからも管理職ということになりますから、どういうふうにしていけばいいのかといった戸惑いもあるのが、一方では感じている職員もいるようですので、管理職となった以上は、部下の正当な人事評価、これはAという職員でどんな管理職が見ても同じような評価になるような、そういう訓練というのはおかしいんですけれども、そういう研修も一方では必要ではないかというふうに思いますので、ぜひ管理職となられた、ストレスもちろんありますけれども、管理職として何を担っていくのかといったことも必要ではないかというふうに思いますので、実は従来、10年以上前になりますけれども、そういう研修も行ってた経過が過去にはありますので、私もぜひそういうのは、管理職さんがどんどんかわっていくというときに必要じゃないかなという気がしますので、検討いただければというふうに思います。

もう一つは、再任用の関係なんですけれども、定年退職をされる方が再任用を希望された場合には、その全員を再任用としなければいけないというルールになっていますので、定年退職されて再任用される方の数が年を追ってばらばらになりますので、その業務をつくっていくというのは大変なんでしょうけれども、実は今年をやつを見て1点だけ確認しますけれども、新たな政策課題で今までにない業務を担うのは結構です。ただ、今まで嘱託職員がやっていた部分、担っていた部分までも再任用といった場合に、そこに今までの嘱託職員でいられた方に影響は出なかったのか。要は、再任用を優先して、嘱託職員は募集しなくて、そこに再任用を充てたんだということがあるのかないのか。今後も含めて、嘱託職員がやっていた業務に再任用者を充てていくのかといったことも含めて、考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、2点についてお話がございました。

1つは、一般職から主幹になって管理職になったときに、相当自分の業務を抱えながら、また部下の状況を見なきゃならんということでストレスもかかっているという状況の中で、そういった人たちを対象にした研修も必要ではないかということだと思います。

主幹になる前に、主査という役目を負っておりますので、その中で下の人間を指導するといったような訓練を積み重ね、管理職になる資質を備えた方を管理職とするというのが大原則でやっております。そういいながらも、現在の業務内容も相当市民ニーズの多様化によって複雑になってきて、また日々のストレス等々もいろいろなところからかかってくるといったような状況もお話のとおりあると思いますので、今の話もしっかりと御提言として受けとめながら、今後の対応について考えていきたいと思えます。

それと、再任用のことなんですけれども、これは今後いろいろな形で希望する方は再任用ということで、そのときそのときに希望するかしないかによって人数も変わってきますし、そもそも基本的な退職者の数ということによっても変わってくるわけでありまして。例えばフルタイムでということになりますと、定数にもかかわってきますので、新規採用ということにもなってくるので、その辺も十分にしっかりと組織の継続性ということを視野に入れながらしていきたいと思えます。

その中でお尋ねの再任用があることによって、嘱託職員に影響が出たことはないのかということでもありますけれども、そういうようなこと、嘱託職員でいられる方も、その方の生活というのがそこにあるわけでもありますから、再任用職員をそこに充てて、嘱託職員の処遇についてはおやめくださいというようなことは基本的にはございません。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 以上で終わらせていただきます。

○議長（丹 正臣君） 6番 谷 守議員。

○6番（谷 守君）（登壇） 平成27年度第2回定例会に当たり、通告に従い、一括方式にて一般質問をさせていただきます。

1点目は、士別市公営住宅等長寿命化計画についてお伺いいたします。

まずは、最初に確認しておきたいことではありますが、この計画のほかにも類似するものとして、士別市住宅マスタープラン、士別市公営住宅ストック総合活用計画、そして本市が平成27年、28年の2カ年で今後つくり上げる予定の公共施設マネジメント計画がありますが、この位置関係について教えていただきたいと思っております。

もちろん、士別市総合計画が最上位の計画としてあるのですが、この士別市公営住宅等長寿命化計画、どのような位置づけになっているのでしょうか。

さて、本計画概要版によると、計画の目的は公営住宅等の長寿命化による更新コストの削減に配慮しつつ、効率的、効果的なストックの活用手法を定めることを目的とし、公営住宅等の特性や経過年数、入居者の属性等を把握し、公営住宅等の将来活用手法及び予防・保全的な観点から、長期的な維持管理、修繕改善計画を策定するとなっております。計画期間については、平成23年度から平成32年度までの前半10年間を計画期間とし、平成33年度から平成42年度までの後半10年間を構想期間、おおむね5年ごとに計画見直しを図るとあります。

この計画策定の背景は、平成21年3月に国土交通省住宅局住宅総合整備課が公営住宅等長寿命化計画の策定指針を示し、ストック重視の社会的背景のもと、公営住宅運営についても厳しい財政状況下の中、更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実現する上で、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減につなげていくことが必要になった背景等より、この計画が策定されることになりました。

この位置づけとしては、公営住宅整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業に係る地域住宅交付金の交付金に当たっては、原則として公営住宅等長寿命化計画に基づいて行うことを要件としており、平成26年度以降は、この計画に基づく改善事業、建てかえ事業以外は助成対象としないとしているところであります。

さて、本題であります。

私はこの計画について、現状把握と分析、そして本市の考え方はということで今回取り上げさせていただきました。現在から約4年前に策定された士別市公営住宅等長寿命化計画であり

ますが、当時の策定指針にのっとり、さまざまな分析データ、アンケート等、種々の資料の中、計画されたものと思います。

しかし、私はこの計画の中の将来供給目標量の設定値について疑問が残るものと思っております。平成23年3月時点の市営住宅管理戸数1,181戸から平成42年の目標供給量1,026戸、マイナスの155戸となっています。多過ぎるのではないのでしょうか。私は、今から27年前、市営住宅にお世話になっていました。当時は抽せん倍率も高く、常に二、三十人の中からの抽せんで、狭き門でありました。最近では、そんなに倍率も高くなく、スムーズに入居できているように感じますが、どうなのでしょう。

むしろ、現時点でピークを迎えており、今後は人口減少社会の中、供給過多に向かっていくと考えますが、どうでしょうか。直近の把握している入居率、管理戸数等わかりましたら、参考までに教えていただきたいと思っております。ちなみに、近隣の人口が類似する名寄市、富良野市、深川市の公営住宅の管理戸数について調べてみました。

いずれも計画策定時のものでありますが、名寄市が平成22年8月、深川市平成26年、富良野市平成22年3月のものであります。名寄市は管理戸数989戸、深川市は662戸、富良野市が729戸でありました。本市の管理戸数1,181戸より、本市より人口の多いそれぞれの市が少ない管理戸数となっている状況であります。しかも、先ほど述べました本市の15年後の供給量を減らした管理戸数の目標値1,026戸が他市の現状よりも多い状況であります。

もちろんそれぞれの地域によって状況が異なりますので、一概には言えないところではあります。検討の余地は十分あるのではないのでしょうか。入居率、人口総世帯に占める公営住宅への入居世帯率は、高くても10%、それ以下で他市は推移していると思っております。加えて、5月26日、空き家対策特別措置法が制定され、全国的に問題となっている空き家対策について、新たな道筋ができ、本市におきましても、これからその解決策ともなり得る空き家バンクをつくる予定で準備が進められています。民間住宅の空き家も増えている状況下で、それを抑えるための空き家バンク制度でありますから、公営住宅の供給も圧縮せざるを得ない状況であると思っております。

市民サービスの向上に向け、公営住宅の存在意義を十分保ちながら、適正な管理戸数に向けた努力が今後必要と考えます。ちょうど次年度が見直しを図るべく5年目となりますので、以上述べてきたことに関しまして、現状でのわかる範囲でよろしいですので、分析結果等を教えていただき、本件の本市の考えをお聞きしたいと思います。

2点目は奨学金制度についてであります。

奨学金事業については、学習意欲と能力のある学生等が経済的理由により就学を断念することなく安心して学べるよう、これまで政府としても毎年充実が図られてきているところであります。

日本学生支援機構では、無利子奨学金の貸与者が14年度では約45万人、15年度では約46万人と過去最高を更新しており、更に今年度の予算の中では、成績などの基準を満たせば年間所得

が300万円以下の世帯の学生が全員受け取れる規模となっています。また、14年度から始まった返済不要の高校生等奨学給付金、給付型奨学金は高校生がいる市町村民税非課税世帯の授業料以外の教育負担を軽減するもので、2年目となる今年度は私立全日制、公私立通信制の給付額が年間1,800円から9,200円と増え、その道は充実してきています。

さて、本市の奨学金制度についてであります。

私は昨年第3回定例会の一般質問で、奨学金の更なる充実をということで発言させていただきました。その際、本市の答弁として、これまでも利用者の要望を伺い、大学、専門学校生への貸与額を引き上げ、償還期間も7年から10年に延長し、貸付枠も増員して対応してきた。しかし、その一方で制度を拡充したことにより、単年度においては、償還される額よりも貸付額のほうが多くなっており、奨学金の財源である基金が減少してきている状況である。現在の基準のまま運用した場合は、かなりの資金不足となり、基金に新たな繰り入れが必要であり、本市の厳しい財政状況では、基金への増額は困難である。よって、奨学金を希望する全員に貸し付けするのではなく、より困窮している方に対して援助し、長く奨学金制度を続けることが必要と考えるという答弁でありました。

確かに奨学金制度は、基金の財源の中で潤沢に運用していくべきものであり、多少の減額はやむなしと私も理解しておりました。しかし、そんな中、士別市総合計画実施計画、平成27年度から29年度を見ると、今年度の実施計画900万、28年度600万、29年度540万となっており、次年度からは貸付実施額が今期より3分の1の300万強が減額となっている計画であります。

今回通告書には、奨学金制度について現状課題と今後の取り組みということで通告させていただきました。そして、その質問の趣旨は以下のとおりであります。

①貸付金減額の理由は、毎月の奨学金償還額の範囲内から予算設定したのか。基金への繰り入れは今後全く考えていないのか。

②国の制度がより充実したことにより、その利用増を見込んで本市の制度を減額したのか。

③減額したことにより、より困窮した方に本当に支援していけるのか。

④過去に貸付額を増額し、また、償還期間を延長し制度を充実した時点で、基金が不足することは織り込み済みではなかったのか。

⑤申請時点で、今後ある程度の所得制限を設けていくのか。

⑥少子化の中、学生の貸与者自体が今後減少することが予想され、基金の不足は現時点から数年間だけのことであり、本当に困った方への支援のためには、現状の形で推移していくべきではないのか。

私は、この奨学金制度は、その制度の性質から、くどいようですが、特に行政としても懐を深くして捉えるべきものとして考えております。

以上、列举をさせていただきました項目について、本市の御所見をお聞きしたいと思います。

(降壇)

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、士別市公営住宅等長寿命化計画にかかわり、公営住宅政策の変遷及び士別市総合計画を初めとする各種計画の位置関係について答弁申し上げ、現状把握と分析などについては建設水道部長から、士別市奨学金制度については教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

我が国の公営住宅政策は、終戦直後の絶対的な住宅不足を解消するための大量供給を緊急課題とした時期を経て、政策の重点を住宅の供給量の確保から住宅規模、住環境など、その質の向上へと転換してまいりました。

公営住宅は昭和26年の制度創設時には、戦災による住宅難を解消することを目標に建設が進められ、続く高度成長期には、都市に大量流入する勤労者世帯の受け皿としてその建設が進められてまいりました。公営住宅制度は、今日に至るまで戦後の復興と高度経済成長を支える強靱な牽引者として、住宅に困窮する低所得者の居住の安定と居住水準の向上のために大きな役割を果たしてきたところです。

住宅建設計画法に基づき、昭和41年に策定された住宅建設計画の推移を見ると、当初は住宅難の解消、1世帯1住宅、1人1室が主たる目標としていましたが、51年に策定された第3期住宅建設計画以降は、居住水準、住環境水準、住宅性能水準を順次設定することにより、住宅の質的向上を主たる目標と掲げ、住宅を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、住宅ストックの活用、住宅に関する市場の整備、誘導とその補完などが目標として重視され、公営住宅制度が主たる施策として遂行されてきたところであります。

本市の取り組みといたしましては、安全と優しさに配慮した住宅のバリアフリー化を初め、私の1期目のマニフェストにより実施した離農しても離村しない自立した地域づくりのための家庭菜園つき住宅や冬期間の除雪作業の軽減を図った住宅設計など、住環境の高水準化への取り組みを進めているところであります。

そこで、本市住宅行政を推進するための各計画と士別市総合計画などの位置関係について申し上げます。

本市の公営住宅等施策としましては、公営住宅等の適正な管理戸数を整備するための士別市公営住宅ストック総合活用計画を初め、個人住宅を含む北国にふさわしい住宅のあり方についての士別市住宅マスタープランを策定してまいりました。更に、平成23年3月には、公営住宅を計画的に修繕することで、更新コストの縮減を図ることを目的に、士別市公営住宅等長寿命化計画を策定し、住宅施策を推進しているところです。

また、現在策定中の公共施設マネジメント計画については、行政財産を初めとする公共施設等のあり方の基本方針を定めるものであり、住宅関連を初めとする文化、社会教育施設など全ての施設に係る基本計画として位置づけられるものです。

谷議員お話しのとおり、士別市総合計画は市民が掲げる課題の解決と新たなまちづくりを進めるための市政運営の最上位計画であり、住宅関係については、快適で潤いのある生活環境づ

くりの一環として位置づけております。今後においても、公営住宅制度の本来の目的である低額所得者を初め高齢者など、真に住宅に困窮する市民に対して、良質な居住環境を提供するための住宅施策の推進に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から、士別市公営住宅等長寿命化計画の現状把握と分析、本市の考え方についてお答えいたします。

初めに、本市公営住宅の管理戸数についてであります。平成26年度末現在で27団地1,094戸を管理しております。地域別の内訳は、士別中央地区が14団地822戸、上士別地区が1団地14戸、多寄地区が1団地38戸、温根別地区が1団地4戸、朝日地区が10団地216戸となっております。昭和、平成と2度の合併により大きく5つの団地を形成しています。

次に、公営住宅の応募倍率と入居状況についてであります。

谷議員お話しのとおり、以前においては、抽せん倍率が高かったこともありましたが、平成23年度から26年度までの最近4年間の平均倍率は2.3倍程度で推移しています。入居状況については、現在の入居戸数は978戸となっております。先ほどお答え申し上げた総管理戸数1,094戸には、建てかえに伴う仮入居や火災など災害時の一時避難用として確保している政策的な空き家が28戸、本年度から順次解体を予定している44戸といった、現在公募していない住宅計72戸が含まれており、これらを控除した戸数、1,022戸に対する入居率は約96%であります。また、士別市の総世帯数9,725戸に対する公営住宅の入居世帯数の割合は約10%となっております。

士別市公営住宅等長寿命化計画においては、平成23年3月の計画策定時から20年後の42年度における管理戸数の将来供給目標量について、入居状況、世帯構成、年齢等をもとに分析し、今後の住宅需要の推移を想定し試算した結果、計画策定時から155戸削減した1,026戸と設定したところです。

谷議員御指摘のとおり、同規模の都市と比較した場合、管理戸数が多い実態となりますが、合併の経過により、集落が点在していることに加えて、入居者の年齢構成についても、世帯主が65歳以上の世帯が全体の51.1%、そのうち75歳以上の世帯は51.8%となるなど、高齢化率が高い状況にあることも要因の一つと分析をしています。

また、病院への通院や買い物の利便性、除雪作業の軽減を図りたいといった理由で、中央市街地区の公営住宅を申し込む高齢者の方が多い状況にもあります。

現在実施しているつくも団地の建てかえ事業が平成29年度で終了するため、今後の公営住宅の建てかえについては、建てかえ規模の縮小や事業を一時休止することも視野に再検討するとともに、老朽化した公営住宅の用途変更とあわせて高齢社会に対応した改修などによる新たな居住の可能性についても調査・研究を進めてまいります。

28年度に策定する公共施設マネジメント計画では、全ての公共施設のあり方を検討することとしており、士別市公営住宅等長寿命化計画においても、将来の人口推計や世帯の推移に対応

した適正な管理戸数となるよう慎重に見直しを図ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君）（登壇） 私から、奨学金制度についてお答えいたします。

まず、貸付金の枠を減額した理由であります。

それぞれの年度における貸付金の財源につきましては、まずはその年度に返済される償還金をもって充てることにしておりますが、償還金の額が貸し付けする金額に対し不足する場合には、基金を取り崩して収支のバランスをとっているところであります。

そこで、貸付額については、平成21年に大学、専修学校生への貸付額を月額1万8,000円から2万5,000円に引き上げるとともに、償還期間を7年から10年に延長し、翌22年には、大学、専修学校生への貸付枠を24人から27人に増員したところであります。昨年までは学費の支出が難しい世帯はもちろん、収入にある程度余裕があると想定される世帯についても貸し付けを行っていたところでありまして、昨年と同じ基準で貸し付けを継続いたしますと、基金が底をついてしまい、基金に新たな繰り入れが必要になってきますが、今年度から収入にある程度余裕がある世帯までではなく、学費の支出が難しい世帯に優先的に貸し付けを行っていくことといたしますと、現在の基金の範囲内で運用していけるものであります。

次に、国の制度の充実による本市の奨学金制度の変更についてであります。

26年度から各都道府県が高校生を対象に返還の必要のない給付型奨学金制度を新設し、国がその経費の一部を補助することとなったものであり、北海道においても実施されているところであります。対象となるのは、保護者全員の市町村民税所得割が非課税の世帯でありまして、返済の必要がない有利な奨学金であり、まずはこの給付型奨学金を受け取ることを優先していただき、これに該当しない世帯について、本市の奨学金の対象にいたしたいと考えております。

なお、士別翔雲高校において、昨年この給付型奨学金を受けている方は8人と聞いております。

また、貸付人数を減らした場合の学費の支出が難しい世帯への支援の影響につきましては、貸付対象者を選定する際には、それぞれの家庭の収入状況を勘案し、学費の支出が難しい世帯を優先的に選定しているところであり、大きな影響はないと想定しています。

次に、貸付額の増額と償還期間を延長した時点での基金不足の見通しについてであります。

21年度に貸付額の増額と償還期間の延長をしたところでありますが、22年ころから奨学金の貸し付けを受けていた方が卒業後の就職が不安定だったり、保護者が困窮しているなどの理由により、償還が滞るケースが増加してきており、当時の推計よりも基金不足の状況が進んでいるところであります。

また、所得制限の設定につきましては、日本学生支援機構の制度を参考にして、支援機構の約7割の額を世帯の収入基準としているもので、例えば4人世帯では、世帯の総収入が640万円以下の世帯を本市の貸付対象と設定したところであります。

基金への繰り入れにつきましては、最近は18年度に1,000万円、更に、26年度に280万円を繰り入れし、基金を増額したところであり、今後の貸し付けにつきましては、新たな基金の積み立てはせず、現在保有している基金の範囲内において、経済的理由で就学を断念することなく、継続して学べることを優先して最大限の貸し付けをしまいたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで午後2時45分まで休憩をいたします。

（午後 2時29分休憩）

（午後 2時45分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番 井上久嗣議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、地方創生に関する質問をさせていただきます。

本市は26年度末、地方創生先行型の基礎交付分で4,818万4,000円、地域消費喚起生活支援型で5,703万5,000円、合わせて1億513万9,000円を補正し、今年度より推進本部も設置されましたが、現在の進捗をお知らせください。

今月1日からは、土別はつらつ地域商品券と土別すくすく子育て応援券の発行が行われており、先行型として合宿の聖地創造、農業未来都市創造が進められています。

そこでお尋ねいたしますが、上乗せ交付の対象となる10月末までの策定を進める本市の総合戦略ですが、その策定で重要となる有識者会議はどのようなメンバーの構成とし、その開催はどうか進められているかをお答えください。

10月末までの総合戦略の策定を目指すのですから、非常に限られた期間となりますが、有識者会議はもとより、広く市民の意見をいただく機会も重要かと思いますが、その考え方と具体的な方法をお考えであればお聞かせください。

現在、さきに申し上げたとおり、合宿と農業が先行していますが、5年間となる総合戦略に例えば商工にかかわるものや観光に関するものなど、別途の分野を追加していくことも必要かと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

さて、地方創生先行型の交付金の上乗せ交付300億円に関してお尋ねいたします。

本定例会の初日の補正予算の審議において斉藤議員が質問をされましたが、より詳しく御答弁をいただきたいと思っております。

この交付金には2種類あり、タイプIと言われる先駆性を有する事業に対して、市町村では

3,000万から5,000万円の上乗せがあるもの、タイプⅡと言われ、早目策定とも言われるもので、最大1,000万円が交付されるものです。どちらも総合戦略の概要をまとめた実施計画を策定し、タイプⅠは8月31日まで、タイプⅡは8月14日までが提出期限となっているようです。

さて、タイプⅡを基本にしながら、タイプⅠの提出も検討しているとのことでした。そこで、ぜひタイプⅠを目指していただきたいと思うところですが、タイプⅠでは、事業を進める上での仕組みとしてKPIと言われる重要業績評価指標の設定はもとより、PDCAと言われる不断に検証と見直しを行う工程管理の仕組みの整備が求められるなど、小規模自治体ではそのハードルは高いものと言われてはいますが、タイプⅠ、タイプⅡの概要と本市の取り組みへの考え方を改めてお聞きいたします。

地方創生に関する質問をもう1点お尋ねいたします。

昨年の1月20日に、産業競争力強化法が施行されました。この法律は、創業期、成長期、成熟期、停滞期といった事業の発展段階に合わせた支援策により、産業競争力を強化しようという法律であり、国の成長戦略の目玉政策の一つでもあります。特に地方創生が叫ばれる中、この法律に基づく制度で創業支援事業があります。具体的には、創業者には創業促進補助金として国からの補助金上限200万円、補助率が3分の2というもので、信用保証の特例として創業後5年まで1,000万円まで無担保、第三者保証なしの創業関連保証が実施されるなど、非常に有利なものとなっており、全国でその活用が進んでいますが、道内では非常に低調と報道されています。

この制度は、市町村が創業支援事業者という認定支援機関や経済団体、金融機関などの民間組織と協働で創業支援事業計画を国に申請し、認定されれば、その市町村の会社や個人が補助金や税制などで優遇されるものですが、市町村の自発性が必要なため、全国平均が3割を超える認定の中、北海道内は事前申請中も合わせ、4月現在で179市町村中7市町とのことです。

そこでお尋ねいたしますが、本市はこの制度の申請を視野に入れているとは、今のところ聞こえてきませんが、今後の申請への取り組みへのお考えをお聞かせください。

また、本市は地方創生の先行型として農業未来都市創造を進めていますが、6次産業化での本事業の活用も可能かと思われますし、あわせて地域経済循環創造事業交付金は農業分野での申請にも非常に適していると思いますので、見解をお尋ねしてこの質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

私から、総合戦略の策定についてお答えし、創業支援への取り組みについては経済部長からお答えいたします。

昨年11月のまち・ひと・しごと創生法の公布を受け、本市においても、地方版総合戦略の策定に向けた検討を進め、まちづくりの柱の一つでもある合宿の里づくりと本市経済を牽引する農業の振興の2つを軸に、総合戦略の骨格となる概要版を作成し、国や北海道との協議を進め

てきました。

本年4月には、私を本部長とする地方創生推進本部を設置し、地方人口ビジョンとあわせて、より具体的な総合戦略を策定するための作業を進めるとともに、内閣府や日本オリンピック委員会を初めとする各関係機関、団体との協議や有識者会議の設置に向けた準備、各種施策の検討などに当たっています。

また、平成26年度補正として予算措置された、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、はつらつ地域商品券の販売やすすく子育て応援券の交付を順次進めてきているほか、合宿招致活動や受け入れ態勢の充実、移住体験住宅の整備など、具体的な取り組みにも着手しています。

そこで、有識者会議についてのお尋ねがありました。今回設置する有識者会議においては、現在策定を進めている地方版総合戦略への提言、助言のほか、事業実施に関する意見の聴取、更には、実施した施策や事業の効果を検証し、改善を図るいわゆるPDCAサイクルに基づく一連の協議の場としての役割が求められています。

構成メンバーには、広範囲の市民代表として自治会連合会や社会福祉協議会、青年会議所、体育協会などを初め、農業分野代表としての農業協同組合や中小企業者代表としての商工会議所、商工会などの産業界、市議会や農業委員会、上川総合振興局などの行政機関、近郊の大学や校長会、翔雲高校などの教育機関、日本政策金融公庫や市内の金融機関、更には労働団体や報道機関など、いわゆる産官学金労言の代表者を予定しており、来月には1回目の会議を開催し、その後も必要に応じて随時開催していく考えであります。

このほか総合戦略の策定に当たっては、関係団体との意見交換を初め、市民の皆様に対しても内容の周知を図るとともに、パブリックコメントを実施するなど、意見聴取に努めてまいります。

こうした中、本年度においては、地方創生先行型交付金の上乗せ分としてタイプⅠとタイプⅡが示されました。それぞれの概要についてですが、タイプⅠは、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有する事業であることが主たる要件であり、国が設置する外部有識者会議によって内容が審査され、選定されることになっています。交付金の上限額は1市町村当たり3,000万円から5,000万円程度であり、年度当初で予算化された事業も対象になるとの情報を得ています。

一方、タイプⅡは既に先行型交付金によって進めている取り組みを補完する事業や、今後の総合戦略を見据えた事業を対象としており、上限額としては1市町村当たり1,000万円程度の見込みで、4月3日以降に予算計上していることが主な要件となっています。

また、実施計画の提出期限は、タイプⅠが8月31日、タイプⅡが8月14日で、いずれの交付金も交付決定は10月末とのスケジュールが示されており、それまでに重要業績評価指標、いわゆるKPIを盛り込んだ総合戦略の策定が求められています。

本市としては、今定例会の初日において補正予算の議決をいただきましたとおり、タイプⅡ

として、まち・ひと・しごと創生総合戦略プロモーション事業、合宿の聖地創造事業、農業未来都市創造事業の事業申請を予定しているところであり、更に、タイプⅠについても今後先駆性、モデル性の高い内容とすることを念頭に検討を進めてまいります。

本市総合戦略については、本市の特色であり、強みでもある合宿と農業を柱に、他の自治体にはない独自性のある戦略となるよう策定していく考えであり、これらの取り組みを進める中で、教育、子育て、健康、雇用、交流、観光、環境の7つの分野、それぞれアルファベット表記したときの頭文字Kをとって、7つのKと称していますが、これら7つのKに波及させていくことが地域の活性化と活力向上の上で極めて大切なことと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） 私から、創業支援の取り組みについてお答えいたします。

平成26年1月20日に施行された産業競争力強化法では、地方の創造を促進させるため、市区町村が民間の創業支援事業者である地域金融機関、NPO法人、商工会議所、商工会などと連携して、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーの開催、事業者が事業所スペースなどを共有するコワーキング事業等の創業支援を実施する創業支援事業計画について国が認定することとしています。

26年度中においては、創業支援事業計画が認定されていない市町村であっても、補助金や税制優遇を受けることが可能でしたが、27年度からは創業支援事業計画の認定を受けることが補助の条件となっています。5月末で第5回までの創業支援事業計画の認定が終了しており、北海道では新たに函館市、小樽市、苫小牧市、紋別市の4市が認定されました。

井上議員からのお話がありましたとおり、4月末現在の7市町の札幌市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、室蘭市、帯広市を合わせますと11市町となっています。

そこで、本市の申請の取り組みについてであります。現在、既に計画認定を受けております旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町の1市3町での共同事業計画に、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、稚内市の5市が加わり、広域での共同事業とし、旭川市を初めとする1市3町で認定されている現行の創業支援事業計画の変更に向けて準備検討中であり、7月末締め切りの第6回認定に向けて作業を進めているところであります。

計画には、創業支援窓口の設置やビジネスの新規性、独創性を競うビジネスプランコンテスト、企業経営のノウハウを学ぶための出張ビズカフェを盛り込めるよう検討しているところがあります。また、地域経済循環創造事業交付金についてであります。この事業は都道府県及び市区町村が地域の金融機関等と連携しながら、民間事業者等による事業化段階での必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費の交付を受けることができるものです。

本交付金は、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環を創造することを目的として創設されたものであり、一次産品等高付加価値化や地元

資源活用にぎわい創出など、雇用の創出と地域資源の活用が図られることが期待されるものがあります。

この交付金につきましても、創業支援事業計画の策定が要件となっておりますので、今後計画がまとまり次第、商工会議所や商工会とも情報を共有し、市内事業者等への本事業等の周知に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 2つ目の質問をさせていただきます。

一般会計当初予算約191億円、特別会計、企業会計を合わせると約312億円となる、新市となってから最大の予算規模の平成27年度がスタートし、さまざまな事業の入札や発注が始まりました。自主財源の乏しい本市においては、公共事業を初めとする各種事業の財源として、国や道の補助金や交付金に大きく頼らざるを得ないことは言うまでもありません。

さて、豪雪地帯でもある本市の場合、冬期前の公共工事に配慮した早目の入札発注に心がけているところと思いますが、本年5月に入ってから、国からの一部の交付金等が当初見込みより大きく減額され、このままでは計画どおりの事業推進に大きく支障を来す状況があると情報がありました。特に、平成21年度より来年度までの8年間の計画期間で整備を進めてきた西広通り改良事業における国の交付金が、本年度、想像を超える率の減額がされ、このままでは来年度での事業完了が難しいものともお聞きしています。予算書では、この西広通り改良事業の平成27年度事業費は総額1億5,476万円であり、そのうち国の社会資本整備総合交付金が9,750万円となっており、その交付金の割合は63%と大きなものであり、よって、交付金の減額はこの事業に多大な影響を及ぼすことは明らかであります。

そこで、改めてお聞きいたしますが、この西広通り改良事業における交付金は、現状どれくらいの金額と示され、予算額費はどのような数値となったのでしょうか。また、本年度から3カ年で総額約3億5,000万円の整備が計画されたわくわく水郷公園再開発事業においても、本年度予算1,150万円の社会資本整備総合交付金を見込んでいましたが、こちらでも大きな減額となり、事業推進に支障が出ているともお聞きしています。

これらの事業を合わせて、補助金、交付金が当初見込みより大きく減額された主な事業とその内容、減額率などをお知らせください。

また、それらの減額要因をどのように分析されているのでしょうか。大きく減額された交付金等への当面の事業の対応はどうされているのでしょうか。できるだけ予算復活などを要請していただいていることと思いますが、今年度事業への影響をどこまで視野に入れて考えざるを得ないのか、事業費、工期の大幅な変更は市内建設関連業者への影響も大きく、最小限の影響となるように御努力をいただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、計画期間の延長が見込まれる事業の総体予算の見直しも視野に入れざるを得ない事業があれば、お答えください。

以上でこの質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

井上議員お話しのとおり、本年度の公共事業において、国からの交付金が削減されたため、今後における事業の進捗などについて、大変苦慮をいたしているところであります。特に、道路、公園、水道事業など、市民生活の基盤となる社会資本の整備に係る交付金が大きく削減となりました。

現在、社会資本の整備に係る公共事業については、従来の個別補助金制度から一括交付金制度に変えることで、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的交付金として平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めてきたところであります。

このたびの交付金の配分について検証した結果、例えば道路予算における全体予算規模は前年度と比較し、ほぼ横ばいでありながら、立体交差や橋梁事業など大型のインフラ整備については手厚く配分されているものの、市町村が取り組みを進める比較的小規模な改修工事等の削減幅が大きい状況であると分析をいたしているところであります。

事業ごとの削減状況について、事業費ベースで申し上げます。まず、街路、広通り改良事業については、当初事業費1億5,000万円に対し交付決定額は2,150万円で、交付率は14.33%にとどまりました。このため、現在は昨年度路盤改良を実施した区間の環境整備のための舗装工事を実施するほか、一部用地補償など事業調整によりその対応に努めているところであります。西広通りについては、事業認可期間が28年度までとなっており、残工事となる延長950メートルの改良舗装工事及び物件補償1件については、約2億1,700万円を予定しておりますことから、現在、北海道と来年度の予算確保に向け協議をしているところでございます。

次に、公園事業については、遊具の更新を予定していましたが、当初事業費3,000万円に対して交付決定額は860万円で交付率は28.67%であったため、老朽化の度合いにより、更新の優先度が高い弥生緑地及びつくも水郷公園の遊具各1基の更新を予定しています。また、次年度以降のつくも水郷公園再整備事業などへの影響も心配されるため、新たな補助制度の可能性を探るなど、北海道との協議を進めているところであります。

次に、水道事業については、配水管の布設がえ工事を予定しておりましたが、当初事業費1億1,768万円に対し、交付決定額は7,551万3,000円で、交付率は64.17%であったため、施工延長を調整しての工事を予定しております。

以上、削減幅の大きかった事業について、今後の進捗に影響を及ぼすことがないよう、既に北海道に対し要請を行ったところであり、北海道におきましても、市町村を対象に削減の影響とその対応などについてアンケート調査の結果をもとに国への要請を行っていることから、今後の補正予算などに期待をいたしているところであります。

このような状況については、地域の生活環境の整備が遅れることはもとより、地域経済に与

える影響など、地方のまちづくりを大きく後退させることになるため、今後においては予算確保に向けて、北海道市長会などを通じて強く要請してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） ぜひ最小限の影響になるように御努力をお願いしたいと思います。

（登壇） 次の質問を行います。

次に、士別市国民健康保険事業に関して質問いたします。

本定例会初日の12日に、士別市国民健康保険税条例の一部改正案とそれに伴う補正予算が可決されました。26年度より収支不足を3年かけて解消する計画の2年目となる本年度ですが、2年連続の国保税の値上げとなりました。1年前の推計より収支が予想より改善され、結果的に値上げ幅を一定程度抑えられたものとお聞きいたしましたが、来年度からは一般会計からの法定外繰り入れをなくす最終計画年でもあり、3年連続の更なる値上げが予定されています。市民からは、国保税の負担が重い、これ以上上げてほしくないなどの声が多く聞こえているのが現況です。

そこでお尋ねいたしますが、全国的に市町村国保の財政が厳しい状況が続いていますが、本市の国民健康保険税額の水準は全道的に見てどのような位置にあるのでしょうか。道内35市の中での比較水準を公表されている直近のデータでお示してください。

本年5月27日、医療保険制度改革の関連法が成立いたしました。平成30年度より国民健康保険の運営主体は都道府県に移管される方向で進められています。つまり、都道府県が保険者となります。本市の場合、北海道に運営主体が移行される前に、先ほど申し上げたとおり、単年度の収支不足額を5年かけて解消する計画を現在実施しているところでもあり、資産割も平成29年度の廃止に向けて段階的に縮減を進めるなど、道への移管前の改定を進めています。

そこでお尋ねいたしますが、保険者が北海道へ移管する前に、市町村国保がクリアしなければならない基準等はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

次に、移管後についてお尋ねいたします。

私は、国民健康保険の運営主体が都道府県に移管されると、保険料の決定など基本的なものは都道府県が決めるものと以前は思っていたのですが、どうやら異なるようです。

そこで何点かお尋ねいたします。

保険者である都道府県が標準保険料額を決定し、医療費や収納率の高低に応じて市町村がそれぞれ保険料を決めるともお聞きしています。つまり、移管後も市町村により保険料は異なることとなりますが、それら保険料の決定はどのように行われるのかお答えください。また、現在行われている軽減制度はそのまま維持されることとなるのか、市町村により独自の軽減策や法定外繰り入れを行うことも可能なのでしょうか。あわせて、都道府県と市町村の役割分担についてもお答えください。

さて、現在国保は全国で約3,000億円の赤字とも言われていますが、今回の医療保険制度改

革の関連法の成立により、本年度から約1,700億円、平成29年度以降は約3,400億円の国の支援が行われます。特に、今年度から公費が拡充される約1,700億円は、消費税を財源に低所得者が多い自治体に対する財政支援の拡充に使われると言われていたと思いますが、本市の国民健康保険事業への影響はどのようなものとなるのでしょうか。

平成30年度より、保険者努力支援制度が始まり、医療費適正化に積極的に取り組む自治体への財政支援強化が行われます。本市の場合、道内屈指の高い収納率や特定健診の受診率の向上への積極的な取り組みとその高い成果、医療費削減への各種取り組みなど、さまざまな施策を講じていますが、これらを引き続き強力に推進することが、この支援制度に該当する自治体となり得るものと思うのはもとより、将来の保険料の圧縮軽減につながるものと期待をいたしますが、本市としてのお考えをお聞かせいただいで、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 答えいたします。

初めに、本市の国民健康保険税額の水準ですが、平成26年度の当初課税時における1人当たり国保税額は11万8,788円と道内35市中6番目の税額となっており、平均額を2万821円上回っております。この要因といたしましては、各市における1人当たり医療費の高い、低いのほか、基金や一般会計繰入金状況により保険税に求める負担割合が異なるため、一概には言えないところではありますが、1つには、本市では所得割の医療分、後期支援金分、介護分の合計税率が12.6%と、道内35市の平均である13.56%を0.96ポイント下回っているものの、1人当たりの課税所得金額が、道内35市中4番目に高いことなどが影響しているものと考えております。

次に、30年度から国保の運営主体が市町村から都道府県へ移行されるに当たり、市町村がクリアしなければならない基準など、現時点で国から示されているものについてはありません。しかし、制度改革の議論の中で、全国知事会として財政支援の拡充により構造上の問題を解決することが、市町村とともに責任を担う前提であり、具体的な内容や時期が曖昧なまま、結果的に都道府県に財政責任や負担が押しつけられることは認められないとしていたところであります。

このことから、赤字を抱えたまま北海道へ移管することはなく、収支均衡や健全化を図る必要があるものと考えております。更に、都道府県が設定する標準的な保険料の算定方式は、所得割、均等割、平等割の3方式であることが想定され、道内10市が課税している資産割について、本市では段階的に引き下げ、29年度には廃止する方向で進めております。

次に、都道府県への移行後の役割分担ではありますが、まず、都道府県が担う役割としては、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などを行うほか、市町村ごとの国保事業費納付金の決定、標準保険料率などの設定、保険給付の点検、事後調整などがあります。市町村の役割は、被保険者の資格管理や保険料率の設定、賦課徴収、保険給付、保険事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

次に、都道府県への移行後の保険料の決定についてであります。

保険料の賦課徴収の仕組みとしては、まず都道府県が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、これを賄うため市町村ごとの分賦金の額を決定します。あわせて、都道府県が設定する標準的な算定方式に基づいて、市町村ごとの標準保険料率を算定し公表します。市町村は、都道府県の示す標準保険料率を参考に、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課徴収し、分賦金を納めることとなります。

したがって、ある程度市町村の判断を反映することが可能であり、例えば都道府県が設定する標準的な収納率よりも高い収納率をあげれば、標準保険料率よりも低い保険料率を設定できる仕組みになると考えております。

また、現行行っている低所得者への軽減や非自発的失業者に対する軽減などは、国が定めている軽減策であり、都道府県へ移行後も引き続き維持されるものと考えております。市町村独自の軽減策や法定外繰り入れにつきましても、分賦金の完納を前提に、急激な保険料率の引き上げにならないよう、引き続き実施することは可能になるとも考えております。

次に、今年度から行われる国保への1,700億円の支援策ですが、これまでもありました保険者支援制度の拡充で、低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象者である低所得者数に応じて、市町村への財政支援を強化するものです。具体的には、低所得者軽減の対象被保険者数に対する支援率の拡大やこれまでの7割、5割軽減対象者に対する支援を新たに2割軽減対象者にも拡充するものであり、本市の場合で試算しますと、約1,800万円の増額と見込んでおります。

30年度から実施される保険者努力支援制度につきましても、医療費の適正化に向けた取り組みなど、保険者としての努力を行う自治体に対し、例えば1人当たりの医療費、保険料収納率など、適正かつ客観的な指標に基づく財政支援として創設されたものです。現状では、市町村ごとの医療費に対して、国から一定の率の交付金が交付されており、保険者努力により医療費を削減しても、かかった医療費に対しての交付金であるため、交付金自体が減額される仕組みになっております。

しかし、30年度以降は、交付金が減額されても保険者努力支援制度により財政支援が行われることとなります。保険者努力支援制度は、具体的なものが示されていないため、制度の基準などの詳細は把握できていませんが、本市は25年度の国保税現年分の収納率、特定健診受診率がいずれも道内35市中第1位となっておりますことから、井上議員お話しのとおり、これまでの取り組みなどを引き続き行うことで、この制度の対象になるものと判断しており、一方で、医療費の適正化や保険料の抑制にもつながっていくものと考えております。

今後も国の動向を注視しながら、都道府県化を見据え、安定的な運営に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） ぜひ中期的には高どまりしている保険税が少しでも軽減されるような方

向になるように、御努力を続けていただきたいと思います。

(登壇) 次の質問に移ります。

最後に、空き家対策に関して質問をさせていただきます。

5月26日、空き家対策特別措置法が全面施行されました。これにより、市町村は立ち入り調査や行政代執行などの強制力を伴う措置が可能となりました。倒壊のおそれや衛生上問題のある空き家、いわゆる特定空き家の所有者に対して、市町村が解体撤去や修繕を勧告、命令できることになり、勧告を受けると、固定資産税の優遇を受けられなくなります。また、命令に違反したら、50万円以下の過料に処せられ、強制撤去も可能となりました。

そこでお尋ねいたしますが、この空き家対策特別措置法の全面施行に伴い、国土交通省は特定空き家の判断基準や特定空き家に対する措置の手続について、特に住宅用地に係る固定資産税、都市計画税の課税標準の特例措置など、市町村向けの指針、いわゆるガイドラインを定めたとお聞きしています。このガイドラインの概要と特別措置法により市が強制撤去した場合の費用の回収方法、仮に回収不能となった場合に、市の財源を充てることになるのでしょうか。こうしたリスクに対する考え方についてお答えください。

また、空き家とあわせて空き店舗が増えていることも、危険性や景観、防犯上も大きな社会問題となっています。解体撤去や再利用するために国の交付金制度もあるとお聞きしましたが、その内容について具体的にお教えてください。

さて、特定空き家を判断するためには、市町村が独自の基準をつくり、認定しなければならないとお聞きしていますが、この基準をつくる、つくらないのは任意なのでしょうか。早期の作成をしないとすれば、それらの要因をお知らせください。また、特別措置法による空き家対策計画や以前より議会で提案がなされてきた空き家条例に対する考え方と、現在進めている空き家バンクの創設に向けた進捗状況をお聞かせください。

さて、本年2月、札幌の飲食店の看板の一部が落下し、通行人の女性が大けがをした事故がありました。札幌市はこの事故を受けて、屋外広告の設置者に適切な日常点検を求める文書を出しています。

そこでお尋ねいたしますが、この事故以降、国や道などから公道上の看板などの設置物への点検などを求める通知などが、本市を含め市町村に来ているのでしょうか。さっきの特定空き家の判断基準にも、看板の落下の危険性が判断の一つになっているようですが、本市として今後公道上の設置物などへの安全への対応が高まることと思いますが、それらへの今後の対応をお聞きして、この質問を終わります。(降壇)

○議長(丹 正臣君) 沼田建設水道部長。

○建設水道部長(沼田浩光君) (登壇) ただいまの御質問にお答えします。

初めに、空き家対策特別措置法の特定空き家に対する判断基準及び措置の手続のガイドラインの概要についてであります。

井上議員お話しのとおり、この法律は平成26年11月に制定され、本年5月26日施行となりま

した。特別措置法制定の目的としては、全国的に空き家が増加傾向にあり、市民生活に深刻な影響を与え始めており、今後においても人口減少と高齢化が進むことが予測される中、更に空き家が増加するおそれがあることから、各自治体独自で進めてきた取り組みにも限界があるため、自治体に対処できる法的根拠をつくとともに、空き家の活用についても進めようとするものです。

そこで、国が示す基本指針の空き家等の定義としては、建築物またはこれに附属する工作物であって、人の日常生活が営まれていない、営業が行われていないなど、現に意図を持って使い用いていないものとされており、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱、または壁を有するものとしていることから、全ての建築物が該当することとなります。

次に、国が策定したガイドラインの概要についてであります。

1点目として、特定空き家を定める判断基準、2点目に特定空き家に対する措置がそれぞれ示されており、判断基準としては、建築物本体に傾きと基礎などの破損状態や屋根及び外壁の脱落があるなど保安上の考え方、吹きつけ石綿や浄化槽の管理状態及びごみなどの放置など衛生上の考え方、景観を損なっている状態についての考え方、その他周辺的生活環境の保全のために放置することができない状態についての考え方がそれぞれ例示されており、これらを参考に各自治体が判定することとなります。

また、特定空き家等と認められる場合の措置及び手続としましては、措置の事前準備として所有者の事情の把握、立ち入り調査及び空き家データベースの整備、次に特定空き家と認められた場合には、所有者への指導及び助言、更に保全等の実施状況が不十分である場合は勧告し、その状態が改善されない場合は命令を行うこととされており、その後、定められた期間までに措置が履行されない場合は、行政代執行ができることとされています。

更に、特別措置法第15条2項において、国及び地方公共団体は市町村が行う空き家等対策計画に基づく空き家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置を講ずるものとする規定をされています。特定空き家等と認定し、勧告が実施された場合は、住宅用地の特例による土地の課税標準額が軽減となる措置の摘要を除外することになると考えております。

次に、市が強制執行した場合の解体費用の回収方法と本市のリスクについての考え方についてであります。

本来、建築物の維持、保全に係る管理責任は所有者にあるため、特定空き家と認定するまでには所有者の特定と現状の通知、所有者の意向及び主張を含めた事情の把握を行い、指導のもとに所有者と具体的な対応策を検討し、最終的には所有者みずからが対策を講じることが原則であり、市の財源をこれに充てることは考えてはおりません。

しかしながら、建物が危険な状態にあるにもかかわらず、所有者の理解が得られないため、市が強制執行した場合、解体費用が回収できないことも考えられますが、特別措置法ガイドラインでは、義務者が特定されている場合は、国税滞納処分の例により強制徴収が認められてい

るところであり、市長は国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有しておりますことから、強制徴収による解体費の回収を行うことが想定されます。

このような場合に生じる本市のリスクについてであります。強制徴収による費用回収の手法としては、本人名義の土地などの不動産を初め、預金等に対し差し押さえを執行し、換価することが想定されますが、既に土地などに抵当権が設定されている場合や税の滞納がある場合、また他に換価できる資産がない場合は、回収に至らないことも考えられますことから、執行に当たっては詳細な調査と慎重な判断が求められます。

次に、国の交付金制度についてであります。

井上議員お話しのとおり、空き家とあわせて空き店舗についても大きな社会問題となっており、それらの活用も市街地活性化のために必要な対策であります。現在、制度化されている空き家対策に対する国の支援は、地域活性化、高齢者の住みかえ、個人住宅の流通、街並み環境整備など、空き家の解体後の跡地及び空き地の再利用を行う事業に対しての補助等が整備されていますが、いずれも地方自治体等が実施しようとするまちづくりを推進するための計画などに対する支援となっています。

本年度中には、地方公共団体の作成した空き家等対策計画に基づく空き家の活用及び解体に対して、交付税による支援が創設される予定であると伺っておりますので、これら各種支援制度の情報を収集し、本市実態に見合った支援制度の活用について検討してまいります。

次に、特定空き家の判断基準についてであります。

国においては、特定空き家等を判定する場合、市町村は地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めることにより対応することが適当であるとしていることから、本市がこの基準をつくる、つくらないことの判断は任意であります。特定空き家を認定し、その対策を講じるとした場合は、公平性の観点から判断基準を設けることが必要となります。

また、基準を定める時期についてであります。

特別措置法を運用する場合には、個人の財産である空き家への取り扱いについては、今後空き家実態調査を行った基礎資料に基づき、放置しておく危険とみなされる空き家の実態を把握し、将来の空き家戸数の予測を行うことが重要であると考えており、あわせて所有者の意向確認を必要とすることから、基礎資料の分析などに相当の時間を要することとあわせて、こうした取り組みは市民の共通理解のもとに進めることが何よりも重要であるため、市民に対する十分な説明など、特別措置法による危険空き家への対応は慎重に取り扱う必要があるため、当分の間は建築基準法、道路法及び消防法など、個別の法律による対応を進めてまいります。

次に、空き家対策計画についてであります。

特別措置法において、空き家等対策計画に盛り込む事項が定められており、その内容としましては、空き家等に関する対策の対象とする区域、種類、対策の基本方針、計画期間、調査事項など、全11項目にわたり定めることとなっています。現在、地域担当職員による空き家実態調査を実施しているところであり、昨年調査結果とあわせて、その内容を分析した結果をも

とに実施する地域政策懇談会での地域との協議の結果、計画が必要と判断した場合については28年度に策定する予定としており、その場合には協議会を設置することが必要であると考えております。

次に、空き家条例についてであります。

現在、道内においては約20%となる36市町村が条例を制定しているところではありますが、特別措置法が制定されたことで条例化にこだわることなくその対応が可能となりました。また、空き家を放置することにより発生する防犯、衛生、景観等の問題については、地域の課題として捉えるべき問題でもあるため、空き家対策計画と同様、地域との協議の結果、条例の制定が必要であると判断した場合には、協議会を組織し、条例の内容等についての検討を進めることとなります。

次に、空き家バンクの創設に向けた進捗状況についてであります。

空き家バンクについては、空き家等の情報を集約し、広く公開することで地域の財産でもある空き家の活用を図る目的で作業を進めてまいりましたが、現在、制度の内容を精査するとともに、不動産建設業など市内民間企業から広く御意見を頂戴するなど協議を進めているところであり、今後においては、規則を制定し、8月ころにはホームページを公開する予定であります。

以上、制度の概要等について申し上げましたが、今後の取り組みとしましては、まずは空き家をつくらない、空き家となった場合は、流通を促進する仕組みづくりを構築するなど、再利用を図るための対策に重点を置いた取り組みを進めることが肝要であると認識しており、空き家対策計画及び条例の制定については、市民生活に与える影響も大きいことから、議会を初め市民の意見などを参考に慎重に検討してまいります。

次に、公道上の看板への安全対策についてであります。

本年2月に札幌市で起きた広告物の落下事故を受け、2月19日付で北海道から道路管理者に既存建築物における広告物等の適正な維持管理について、道路占用広告物等で危険と判断されるものについては、占有者に通知する旨の通知があり、本市に申請がされている道路占用広告物4件について目視による調査を実施しましたが、危険と判断されなかったため、占有者への通知は行っていないところです。

また、3階建て以上など、一定規模以上の建築物の維持保全状態については、北海道への定期報告が義務づけられており、附属する看板などについても、その報告対象となっておりますので、その所有者に対して、本年2月24日付で北海道から、広告板の落下対策調査が実施されたところです。

本市においては、平成23年に商業地域の主要道路に面する3階建て以上の建築物について目視調査を実施し、外壁材や看板などの危険箇所があった場合は、訪問の上所有者に口頭やチラシなどによる注意喚起を実施してまいりましたが、その後、市内の老朽化した建物などの看板が風雪により危険な状態となっている箇所も一部見受けられることから、再度目視調査を実施

し、一定規模以上の建築物に附属する看板は、指導等の権限を持つ北海道と連携をとり、適切な維持保全を行うよう助言するとともに、規模の小さな建築物の看板についても、できる限り定期的な点検を実施し、適切に管理するよう所有者への呼びかけを実施してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時47分散会）